# 消防庁関係資料

平成 3 1 年 4 月

消防疗

# <u>消防庁関係資料目次</u>

・平成31年度消防庁予算の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・	1
・女性活躍・ハラスメント等への取組 ・・・・・・・・・・・・・	9
・G20、ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・ パラリンピック競技大会等への対応 ・・・・・・・・・・・・1	C
・消防水利の整備促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	. 1
・消防の広域化及び連絡・協力の推進 ・・・・・・・・・・・・1	2
・外国人・障害者等からの119番通報等への対応 ・・・・・・・・1	2
・緊急防災・減債事業債について ・・・・・・・・・・・・・1	8
・救急体制の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	9
・大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化 ・・・・・・・・・2	2 3
・消防防災へリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化 ・・・2	2 5
・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえた消防の充実強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5回 3 2
・防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進 ・・・・・・・・・・3	3 6
・災害情報伝達手段の多重化・多様化 ・・・・・・・・・・・・3	3 7
・国民保護訓練について ・・・・・・・・・・・・・・・・3	3 8
<ul><li>・外国への消防車両の寄贈について・・・・・・・・・・・・・・4</li></ul>	L (

## 平成31年度 消防庁予算の概要

H31当初

- **船会計予算額 167.6億円**(対前年度比42.0億円、33.5%増)

26.7億円 (対前年度比9.4億円、54.0%増)

H30補正 予算額

45.1億円(一般会計)

対前年度比16.6億円、1.6倍増

<主な事業>

H31当初

(30)緊) 6.1億円

H30補正

① 緊急消防援助隊の強化

緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円

30緊1.8億円 

・全地形対応車Ⅱ型の整備(緊1.4億円 30(緊)0.7億円 ・拠点機能形成車の整備 1.3億円

69.5億円 14.2億円 (30)緊)4.2億円

・重機及び重機搬送車の整備 (緊 6.8億円

・津波・大規模風水害対策車の整備 (緊)5.6億円

② 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

復興特別会計予算額

15.3億円 5.6億円

・ヘリコプター動態管理システムの更新等(30)緊(0.6億円) · 消防防災施設整備費補助金 13.5億円

・市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円

・#7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円

③ 消防団の充実強化

23.4億円 25.3億円

13.4億円 ④ G20及び2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた安心・安全対策の推進

·G20大阪サミット開催に向けた消防·救急体制の構築 9.5億円

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年ラグビーW杯に向けた消防・救急体制の構築 2.6億円

<消防団関連予算> 48.6億円

**23.4**億円

(対前年度比16.5億円、3.4倍増)

H30補正

H31当初

25.3億円

(対前年度比13.7億円、2.2倍増)

(1) 消防団の装備・訓練の充実強化 43.9億円

・情報収集活動用資機材等 (オフロート・バイク、ト・ローン、小型動力ポンプ) の整備 2.3億円

・救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 (緊)8.9億円 (30)緊)17.9億円

·消防団救助用資機材補助金 繁7.4億円 30 繁7.4億円

#### (2)消防団を中核とした地域防災力の充実強化

·消防団加入促進広報の実施 0.7億円

・企業・大学等との連携による女性・若者等の

消防団加入促進支援事業 0.5億円

・自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業

・災害伝承10年プロジェクト 0.3億円

【救助用資機材搭載型 消防ポンプ自動車】 

【主な補助対象資機材】

トランシーバー エンジンカッター チェーンソー

AED (緊):3カ年緊急対策による事業

③0):H30補正予算

#### ~国民の生命・生活を守る~ 消防防災行政の推進(一般会計)

167.6億円 69.5<sub>億円</sub>

H31当初

H30補正 45.1億円 14.2億円

(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化

·緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円

· 救命ボート等の整備【新規】 (緊)2.2億円 (30)(緊)1.8億円

·全地形対応車Ⅱ型の整備(緊)1.4億円(30(緊)0.7億円

緊 5.6億円 (30) 緊 4.2億円

・重機及び重機搬送車の整備 緊6.8億円 30、緊6.1億円

·拠点機能形成車の整備 1.3億円

·津波·大規模風水害対策車の整備

#### <u>(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化</u>

15.3億円

5.6億円

#### 〇常備消防力の充実強化

·消防防災施設整備費補助金 13.5億円

・消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円

・ヘリコプター動態管理システムの更新等【新規】 30緊0.6億円

・消防防災ヘリコプターの安全性向上策・充実強化策の 調査·検討【新規】 0.4億円

#### 〇地方公共団体等の災害対応の能力の強化

・受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした 災害対応訓練の実施等 0.6億円

自治体の非常用通信の確保【新規】 30緊 4.0億円

〇救急体制の確保

・#7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円

#### (3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

23.4億円

25.3億円

## 〇消防団の装備・訓練の充実強化

・救助用資機材搭載消防ポンプ自動車無償貸付 (緊)8.9億円 (30)緊)17.9億円

〇消防団を中核とした地域防災力の充実強化

·消防団加入促進広報の実施 0.7億円

・企業・大学等と連携による女性・若者等の

消防団加入促進事業 1.2億円

自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円 

## (4) 火災予防対策の推進

の整備 2.3億円

#### 〇火災予防対策の推進

・木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討 0.1億円

・情報収集活動用資機材等(オフロードバイク、ドローン、小型動力ポンプ)

·消防団救助用資機材補助金【新規】 繁7.4億円 30、繁7.4億円

・民泊施設や超大規模・複雑化した防火対象物に係る 立入検査等の業務の効率化のための調査・検討等 0.2億円

#### 〇危険物施設等の安全対策の推進

・危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策のための検討 0.5億円

・過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策 のための検討【新規】 0.1億円

## <u>(5) 消防防災分野における女性の活躍促進</u>

#### 〇女性消防吏員の更なる活躍推進

・女性をターゲットとした広報の実施や 女性活躍推進アドバイザーの派遣等 0.4億円

#### 〇消防団への女性・若者等の加入促進

・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進事業(再掲) 1.2億円

・女性消防団員等の活躍加速支援事業(シンポジウム開催や学習・啓発教材配布等) 0.4億円

·女性消防団員活性化大会(活動報告、意見交換会等) 0.2億円

H30補正 45.1億円

#### (6) 防災情報の伝達体制の強化

11.2億円

- ・通信等の技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーの地方公共団体への派遣等 0.2億円
- ・平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進のための優良事例分析・横展開等【新規】 0.1億円
- ・複数機からの同時映像伝送を可能とするためのヘリサットシステムの改修 0.1億円

#### (7) G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた 安心・安全対策の推進

13.4億円

- ·G20大阪サミット開催に向けた消防·救急体制の整備に係る応援隊経費·訓練経費等【新規】 9.5億円
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年ラグビーW杯に向けた消防・救急体制の整備に係る応援隊経費・訓練経費等 2.6億円

#### <u>(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用</u>

4.8億円

- ・消防用機器等に係る日本規格の海外展開の推進(日本の規格・認証制度の普及) 0.2億円
- ・国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進(官民一体のセールスの実施) 0.1億円
- ・ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円

#### ○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化(再掲)

- ·緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- · 救命ボート等の整備【新規】 **緊**2.2億円 **③0 緊**1.8億円
- ・自治体の非常用通信の確保【新規】 30 緊 4.0 億円
- ·拠点機能形成車の整備 1.3億円

- ・津波・大規模風水害対策車の整備 (緊) 5.6億円 (30)緊4.2億円
- ·重機及び重機搬送車の整備 
  緊6.8億円 30 
  緊 6.1億円
- ·消防団救助用資機材補助金【新規】 緊7.4億円 30、緊7.4億円

## 被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)

26.7億円

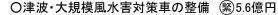
- ·消防防災施設災害復旧費補助金(消防庁舎·消防団詰所等) 18.4億円
- ·消防防災設備災害復旧費補助金(防災行政無線·消防団車両等) 4.1億円
- ·原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(消防活動用資機材、応援出動経費等) 4.0億円

## 般会計



## (1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化

- ・大規模かつ迅速な部隊投入を可能とする体制を充実させるため、 車両・資機材等を整備
  - ○緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円(30年度 49.0億円)
- ・大規模風水害・土砂災害や、南海トラフ地震等の大規模災害に 備えるため、緊急消防援助隊の機動力や後方支援体制等を強化



30緊 4.2億円

〇救命ボート等の整備【新規】

**緊2.2億円** 

③0 緊 1.8億円

○重機及び重機搬送車の整備 ○全地形対応車 II 型の整備

緊 6.8億円

30緊 6.1億円 30 (緊) 0.7 億円

○拠点機能形成車の整備

緊1.4億円 1.3億円

〇映像伝送システムの整備

30緊 0.4億円

ONBC訓練用資機材の整備

30緊 1.1億円

【大型エアテント】

【救命ボート】

【重機】

ボートやバギー等の津波や 大規模風水害による対応 した資機材を搭載



【津波·大規模風水害対策車】

大型エアーテントやトイレ等 の長期間の消防応援活動 に対応した資機材を搭載



【拠点機能形成車】



【緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練】

・緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、 「緊急消防援助隊基本計画」に基づき、緊急消防援助隊の 地域ブロック合同訓練を実施

○緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施 0.8億円(30年度 0.8億円)

2



## (2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

## (a) 常備消防力の充実強化

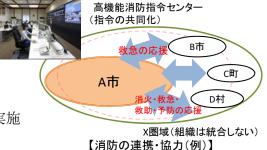
- ・住民生活の安心・安全を確保するための防火水槽などの 消防防災施設の整備を促進
  - 〇消防防災施設整備費補助金 13.5億円(30年度 13.2億円)
- ・消防の広域化や消防業務の一部の連携・協力など、地域の実情 に応じた柔軟な対応を推進
  - 〇市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円(30年度 0.2億円)
- ・「ヘリコプター動態管理システム」の端末の配備、更新、 機能向上による大規模災害時における効率的な部隊運用及び 航空隊の安全運航体制を強化
  - 〇大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する

緊急対策【新規】③0、緊 0.6億円

- ・消防防災へリコプターの安全性向上策・充実強化策の調査・検討等を実施
  - 〇消防防災航空の運航体制のあり方に関する調査・研究【新規】 0.4億円
- ・災害時の効果的・効率的な情報収集に資するドローンの運用に関する アドバイザーの育成研修等を実施
  - 〇ドローン運用アドバイザー育成研修等【新規】 0.1億円



【耐震性貯水槽】



## 一般会計

## FDMA ERECTOR

## (2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

## (b) 地方公共団体等の災害対応能力の強化

- ・地方公共団体の受援計画等の策定支援や、豪雨災害時における住民 の主体的な情報収集や避難行動を促進するための取組を実施
  - 〇受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした ※実対応訓練の実施第 0.6億円 (20年度)

災害対応訓練の実施等 0.6億円 (30年度 0.4億円)

・近年の災害において、地上の電話網が不通となるケースが増加していることを踏まえ、国と地方公共団体を結ぶ衛星通信ネットワークについて、大雨の中や大規模災害の発生時でも必要な通信を確保できる次世代システムの導入に係るモデル事業を実施

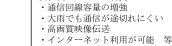
〇地方公共団体における非常用通信手段の確保【新規】300緊 4.0億円

## (c) 救急体制の確保

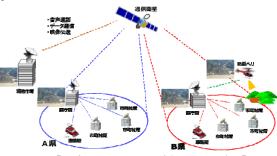
・救急車の適正利用を促すため、救急安心センター事業(#7119)の 全国展開を推進

〇#7119の全国展開等による救急需要対策の更なる充実強化

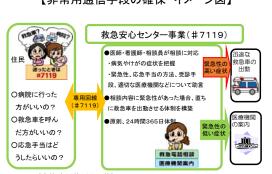
0.2億円 (30年度 0.2億円)



次世代システムの特長



【非常用通信手段の確保 イメージ図】



(実施済団体:11団体) 宮城県、東京都、埼玉県、新潟県、大阪府、奈良県、福岡県、 札幌市周辺、横浜市、田辺市周辺、神戸市



## (3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

#### (a) 消防団の装備・訓練の充実強化

・災害現場の状況を速やかに把握するための資機材 (オフロードバイク、ドローン) や女性や学生でも扱いやすい 小型動力ポンプの無償貸付けを実施するとともに、消防団への 教育訓練を実施







(小型動力ポンプ)

AED

【資機材(イメージ)】

○消防団の装備・訓練の充実強化 2.3億円(30年度 2.4億円)

- ・救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の配備及び救助用資機材等に 係る補助金の創設により、消防団の装備や訓練を充実強化
  - 〇救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付 (緊)8.9億円 ③0(緊) 17.9億円
  - 〇消防団救助用資機材補助金【新規】 緊7.4億円 ③ 繁7.4億円



【救助用資機材搭載型

消防ポンプ自動車】



トランシーバ・

b) 消防団への加入促進

- ・平成30年7月豪雨において消防団の活動の重要性が再認識されたことを踏まえ、消防団への加入を促進するため、ポスター、リーフレット及び雑誌・広告等を活用した広報活動を実施 〇消防団加入促進広報の実施 0.7億円(30年度 0.6億円)
- ・事業所の従業員や学生の入団を促進するために、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援 〇企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円(30年度 1.2億円)

#### (c) 自主防災組織等の充実強化

- ・自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、 自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援
  - 〇自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円(30年度 0.5億円)
  - 〇災害伝承10年プロジェクト 0.3億円(30年度 0.2億円)



(避難所運営図上合同訓練) <例: 徳島県内の大学生と自主防災組織>

## 一般会計

## FDMA 住民とともに

## (4) 火災予防対策の推進

## (a) 火災予防対策の推進

- ・木造密集地域における飲食店等の大型こんろからの出火 を防止するための自動消火装置等の安全対策の検討など、 火災予防の実効性向上及び規制体系の検証・見直しや 消防法令に係る違反是正等を推進
  - 〇木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討 0.1億円(30年度 0.1億円)
  - 〇火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保 0.2億円(30年度 0.2億円)





【自動消火装置イメージ図】

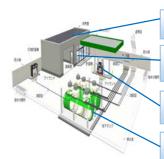
【腐食した埋設配管】

## (b) 危険物施設等の安全対策の推進

- ・高経年化による腐食・劣化等を原因とする事故件数の増加を踏まえ、 危険物施設の安全対策のあり方について検討
  - 〇危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策 0.5億円(30年度

0.5億円(30年度 0.2億円)

- ・ 過疎地域などの地域特性を踏まえた新しい燃料供給体制の構築を 見据え、給油取扱所の安全対策のあり方について検討
  - ○過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策【新規】 0.1億円
- ・石油タンクの地震被害高精度予測などの技術を活用することにより、 石油コンビナート等における災害対策の充実強化を推進
  - 〇石油コンビナート等における防災・減災対策 1.1億円(30年度 0.8億円)



敷地利用の柔 軟化

セルフSSにおける 安全かつ効率的な 監視体制の確立

多様な燃料に対応 できるマルチス テーションの実現

多様な供給手 法の実現

【過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた検討例】



## (5) 消防防災分野における女性の活躍促進

## (a) 女性消防吏員の更なる活躍推進

- ・消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象と した職業説明会の開催や各種広報媒体の発行、アドバイザー の派遣を行うとともに、消防本部が行う先進的な取組を支援
  - 〇女性消防吏員の更なる活躍推進 0.4億円(30年度 0.5億円)

## (b) 消防団への女性・若者等の加入促進

・女性や若者等の入団を促進するため、女性分団の新設に要する 経費等を支援するなど、地方公共団体が地域の企業や大学と連 携して消防団員を確保する取組を支援するとともに、全国女性 消防団員活性化大会や地域防災力向上シンポジウム等を開催

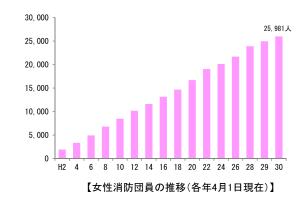
#### ○企業・大学等との連携による女性・若者等の

消防団加入促進支援事業 (再掲) 1.2億円(30年度 1.2億円)

- 〇女性消防団員等の活躍加速支援事業 0.4億円(30年度 0.4億円)
- 〇女性消防団員活性化大会 0.2億円(30年度 0.2億円)



【女性消防吏員の採用ポスター】



## 一般会計

## FDMA 住民とともに

## (6) 防災情報の伝達体制の強化

## (a) 災害時の情報伝達体制の強化

・地方公共団体における戸別受信機等の災害情報伝達手段の 整備を促進するため、通信等の技術に関するアドバイザーを 派遣するとともに、複数の伝達手段を確保するなど防災情報 の効果的な伝達方法等について検討

#### 〇災害時の情報伝達体制の強化 0.2億円(30年度 0.4億円)

- ・大規模地震、豪雨等の自然災害が多発する状況を踏まえ、 地域におけるJアラートの活用の実態を調査しつつ、さらなる 有効な活用方策やシステム高度化に係る検討を実施
  - OJアラートの充実強化に係る調査検討【新規】 0.4億円
- ・豪雨災害時における防災情報伝達に関する奏功事例を踏まえて 多様な防災情報の伝達手段の整備を促進
  - 〇平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進【新規】 0.1億円

## (b) 消防防災通信体制の強化

・大規模災害に備え、より多くの消防防災へリコプターからの 映像の同時送受信等を可能とするための機器の改修を実施

〇ヘリサットシステムの高度化 0.1億円 (30年度 0.2億円)









## (7) G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会等に向けた安心・安全対策の推進

## (a) 大規模イベント開催時等の危機管理体制の整備

- ・G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会等における消防・救急体制に万全を期すため、 応援体制の構築及びNBC等テロに対応するための資機材等を整備
  - 〇G20大阪サミット開催関係【新規】 9.5億円
  - ○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーW杯関係 2.6億円(30年度 0.04億円)





【伊勢志摩サミット消防特別警戒】

<陽圧防護衣>

<除染テント>

<化学剤検知器>

/h -









【テロ対策対応装備等】

## (b) 国民保護共同訓練の実施等

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の 大規模イベント開催を控え、テロへの対処能力の向上のため、 国民保護共同訓練を実施するとともに、地方公共団体による 避難実施要領の作成を推進
  - ○国民保護共同訓練の充実強化 1.1億円(30年度 1.3億円)
  - 〇オリンピック・パラリンピックを見据えた国民保護体制の整備に関する調査検討 【新規】0.2億円





【国と地方公共団体の共同訓練】

## 一般会計



## (8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

## (a) 消防用機器等の海外展開の推進

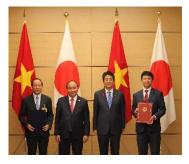
- ・東南アジアを中心とした新興国における日本製品の消防用機器等の導入を 促進するため、日本製品の品質の高さを支える日本の規格、認証制度の 海外展開を推進
  - 〇日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化 0.2億円(30年度 0.1億円)
- ・日本の消防防災の技術、制度等に係る高度な知見をアジア諸国に共有する 「国際消防防災フォーラム」を開催するとともに、 日本の優れた消防用機器等について官民一体となったセールスを実施
  - 〇国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.1億円(30年度 0.1億円)



【フォーラムにおいてマレインア消防局長へ日本製品を紹介】



【ベトナムにおいて日本の規格認証制度を説明】



【ベトナム公安省との消防分野における協力覚書の締結(平成30年10月8日)】



## (8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

#### 科学技術の活用による消防防災力の強化 **(b)**

- ・新たな技術の研究開発に対する支援に加え、製品化に係る取組に ついても支援することにより、実用化を推進
  - 〇消防防災科学技術研究推進制度 1.4億円(30年度 1.3億円)
- ・上空からの画像情報分析による救助活動の迅速化や夜間における情報収集の 実施など、ドローン等を活用した消防活動能力向上に係る研究開発の実施
  - 〇ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の
    - 消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円(30年度 0.1億円)
- ・ 将来の救急需要の増加に対応するため、 救急搬送時間の短縮及び将来の救急需要等の予測に関する研究開発を実施 〇迅速な救急搬送を目指した救急隊運用最適化の研究開発 0.3億円(30年度 0.2億円)
- ・石油タンクに係る地震被害予測の高精度化に関する研究開発を実施 〇危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発 (石油タンクを対象とした地震津波被害シミュレータ等) 0.6億円(30年度 0.3億円)
- ・老朽化が進行し、腐食による流出事故が相次いで発生している 地下タンクの診断技術に係る研究開発を実施
  - 〇地下タンクの健全性診断に係る研究【新規】 0.5億円
- 市街地火災に対する効果的な予防と消火活動を行うために、火災延焼 シミュレーションの高度化に関する研究開発を実施
- 〇火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 0.7億円(30年度 0.4億円)



【上空からの画像より 救助活動に必要な情報を抽出】





【火災延焼シミュレーション】

## ·般会計



## ○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の 大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化(再掲)

- ・浸水した地域での救助に活用するボートや、ガレキ・ぬかるみ等の悪路や 冠水箇所でも走行可能な水陸両用バギー、救助や道路啓開を行うための 重機などの緊急消防援助隊の装備を充実させ、大規模な地震や豪雨等に 対応した消防防災体制の強化を推進
  - ○津波・大規模風水害対策車の整備 緊5.6億円
- 30緊 4.2億円

- 〇枚命ボート等の整備【新規】
- **緊2.2億円**
- ③0 緊 1.8億円 30緊 6.1億円

○全地形対応車 II 型の整備

○重機及び重機搬送車の整備

- 緊 6.8億円
- 緊1.4億円 30 (緊) 0.7 億円
- ○拠点機能形成車の整備
- 1.3億円
- 〇映像伝送システムの整備

- 30緊 0.4億円
- ・豪雨災害時における防災情報伝達に関する奏功事例を踏まえて多様な 防災情報の伝達手段の整備を促進
  - 〇平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進【新規】



【ボートによる救助(岡山県倉敷市)】



【バギーによる捜索救助(広島県広島市)】

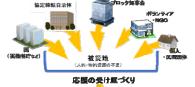


【重機によるガレキ撤去 (広島県広島市)】



## ○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の 大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化(再掲)

- ・地方公共団体の受援計画等の策定支援や、豪雨災害時における住民の主体的な 情報収集や避難行動を促進するための取組を実施
  - ○受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした 災害対応訓練の実施等 0.6億円 (30年度 0.4億円)
- ・災害時の効果的・効率的な情報収集に資するドローンの運用に関する アドバイザーの育成研修等を実施
  - 〇ドローン運用アドバイザー育成研修等【新規】 0.1億円
- ・科学技術を活用することによる、大規模な地震や豪雨等に対応した消防防災 体制の強化
  - 〇ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動 能力向上に係る研究開発 0.5億円(30年度 0.1億円)
  - ○危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発(石油タンクを対象とした 地震津波被害シミュレータ等) 0.6億円(30年度 0.3億円)
- ・大規模な豪雨災害に対応した危険物施設の安全対策を推進するため、 「豪雨対策ガイドライン」を作成
  - 〇危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策 0.5億円(30年度 0.2億円)





【受援体制の整備】



【ドローンによる情報収集能力の向上】



【岡山県総社市爆発火災】

## 復興特別会計



## 被災地における消防防災体制の充実強化

#### (a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

- ・東日本大震災により被害を受けた消防庁舎や無線施設等の 消防防災施設・設備の復旧を支援
  - 〇消防防災施設災害復旧費補助金 18.4億円 (30年度 14.3億円)
  - 〇消防防災設備災害復旧費補助金 4.1億円 (30年度 0.7億円)

【消防庁舎復旧事業】 大船渡地区消防組合大船渡消防署 三陸分署綾里分遣所

#### **(b)** 被災地における消防活動の支援

- ・避難指示区域における大規模林野火災等の 災害に対応するための消防活動等を支援
  - ①避難指示区域の消防活動に伴い必要となる 消防車両等の整備等を支援
  - ②福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外からの ヘリコプターによる消防応援活動に要する経費を支援
  - ③福島県内外の消防本部等の消防応援に係る 訓練の実施に要する経費を支援
  - 〇原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 4.0億円 (30年度 2.0億円)



## 女性消防吏員の更なる活躍

- 「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会(平成27年7月)」を踏まえ、全国の消防吏員に 占める女性比率を平成38年度当初までに5%に引上げるため、各消防本部で計画を策定するよう促した
- ◆ 全国各地での説明会等でこれを周知徹底するとともに、フォローアップ調査を定期的に実施

#### 現状

平成30年4月現在の女性消防吏員:全体の2.7%

(他職種:警察官9.4%、海上保安官6.6%、自衛官6.5%、一般行政職(地方公務員)28.3%)

- 年間約300名の女性消防吏員を採用(年間約100名が退職)しているが、目標達成へは500名程度が必要
- 全体的に大規模な本部ほど、女性活躍が進んでいる傾向にあるが、小規模でも頑張っているところもある
- 女性消防吏員がいない消防本部数は、毎年大きく減少している
   (平成28年:264本部 ⇒ 平成29年:243本部 ⇒ 平成30年:209本部)
- 女性消防吏員の比率目標を設定した計画を策定(策定率:65.8%(平成28年度)が94.1%(平成30年度)へ増加)

# COLUMN TO THE PARTY OF THE PART

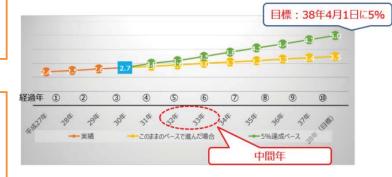
#### 主な課題

- 幹部を含む職員の意識改革
- 採用面での課題(女性応募者ゼロ等)
- ロールモデル育成(中小規模本部では女性管理職が少ない)
- 仕事と家庭との両立支援

#### 今年度の主な取組(予定)

- 女性活躍推進アドバイザーによる講演
- 女性を対象とした説明会の実施、業務紹介パンフレットの作成
- WEBセミナー、ポータルサイトでの採用試験情報掲載
- 女性消防吏員推進支援事業(モデル事業)の実施
- 女性専用施設(浴室、仮眠室等)整備に係る特別交付税措置

#### 〈女性消防吏員割合の推移〉



## 消防本部におけるハラスメント等への対応策

- 「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」の提言(平成29年7月)を踏まえ、対応策を とりまとめ
- 全国各地の説明会等でこれを周知徹底するとともに、フォローアップ調査及び取組の促進を定期的に実施

#### ハラスメント等への対応策(提言の概要)

- トップの意志の明示化 内部規程の策定 ハラスメント等撲滅推進会議の開催
- ハラスメント等通報制度の確立 ハラスメント相談窓口の設置(相談窓口は、各消防本部に加
- え、各都道府県、消防庁にも設置) ( 懲戒処分基準の策定 ( 懲戒処分の公表基準の策定
- 気付きを促す取組 研修等の実施

#### 総務省消防庁の対応

- 対応策を通知し、各消防本部での対応を強く要請 ハラスメント研修テキストの作成
- 地域ごとに幹部職員向け説明会を実施、取組促進の働きかけ 実施状況調査を実施

#### 各消防本部の状況

実施済み(2019年1月時点)	実施済み(2017年11月時点)
7 1 5 (98.2%)	5 8 1 (79.4%)
5 4 4 (74.7%)	3 3 7 (46.0%)
4 2 3 (58.1%)	2 9 5 (40.3%)
5 9 4 (81.6%)	4 6 2 (63.1%)
5 8 9 (80.9%)	4 5 7 (62.4%)
5 4 6 (75.0%)	4 9 6 (67.8%)
4 7 2 (64.8%)	4 0 4 (55.2%)
4 8 6 (66.8%)	3 7 4 (51.1%)
4 8 3 (66.3%)	4 5 4 (62.0%)
	7 1 5 (98.2%) 5 4 4 (74.7%) 4 2 3 (58.1%) 5 9 4 (81.6%) 5 8 9 (80.9%) 5 4 6 (75.0%) 4 7 2 (64.8%) 4 8 6 (66.8%)

#### 各都道府県の状況

対応策	実施済み(2019年1月時点)	実施済み(2017年11月時点)		
ハラスメント等相談窓口の設置	2 3 (48.9%)	4 (8.5%)		

#### 消防庁ハラスメント相談窓口

#### 【設置目的】

市町村や消防本部の「ハラスメント等通報窓口」には通報しにくい、通報したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備え、 平成29年7月4日に設置

消防・救急課内の専用回線で対応

#### 【対象者】

ハラスメント等を受けたと考える 消防職員、その家族、上司、同僚等

#### 【相談件数】

設置から平成31年3月31日までの相談件 数 246件

#### <u>ハラスメント研修テキスト</u> (職員、管理監督者、相談担当者用)

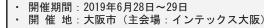


<u>◎ タウンロート</u> <u>◎ タウンロート</u> <u>◎ タウンロー</u> テキストはホームページより閲覧可能

今年度も都道府県や各消防本部等の実施状況を調査し取組を促進

## G20大阪サミットにおける消防・救急体制の確保

2019年6月に開催されるG20大阪サミットの円滑な運営に万全を期すため、各国の要人等が集まる関係施設における警戒活動をはじめ、予防査察や 関係者への訓練指導の実施など、消防・救急の特別警戒体制を確立する。



【消防特別警戒体制(イメージ)】 統括警戒 部 現地警戒 現地警戒 現地警戒 部 部 (空港等) (関係者宿泊施設) (主会場)

- ◈ 消防・救急車両、NBC車両、ヘリコプターの増強配置による 迅速な出動・搬送体制の確保
- 予防査察や関係者に対する訓練指導の徹底

#### 【消防庁の役割】 G20大阪サミット消防・救急 <政府>G20大阪サミット 防 庁 対策委員会(消防庁、全国消防 準備会議【次長】 長会、関係都道府県、関係消防本部) 助言・勧告等 <消防庁>G20大阪 警防部会 予防部会 サミット対策準備本部 大 阪 府 助言•勧告等 警戒エリア 府内警戒エリア 府外 県内応援 県外応援 以外の市町村 市町村 市町村等 応援協定 応援協定

#### 事前計画及び対策

#### 災害発生の未然防止

- 警戒対象施設及び関係周辺施設(ホテル等)への立入検査
- 警戒対象施設関係者への防火管理指導
- 施設関係者や関係機関と連携した訓練

#### 災害対応力の強化

- 各種計画等の策定(警防、救急、通信等)
- 広域応援体制の確立による消防・救急車両、ヘリコプター 増強配置による迅速な出動・搬送体制の確保
- NBC対応車両の増強配備、資機材の増強整備による テロ対応体制の強化

#### サミット警戒期間

- 消防特別警戒実施期間は1週間程度(予防査察等は数ヶ月前から実施)
- 警戒対象施設の防災センター等に予防警戒員を配置(24時間常駐)し、 予防警戒活動を実施(監視、巡回、防火指導、情報収集等)
- 警戒部隊を現地に配備し迅速な出動態勢を確保

[参考]伊勢志摩サミット時の特別警戒体制【2016年(平成28年)開催】 - 職員数1,014名、消防車両99台、ヘリコプター6機(うち4機は地元待機)







## ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた 大都市等の安全・安心対策の推進

ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、NBC等テロ災害対応のための体制を整備するとともに、 開催都道府県・消防本部、全国消防長会及び消防庁で構成する消防対策協議会を設置し、各競技会場等管轄消防本部等における万全な消防・救急 体制の構築を目指す

また、外国人や障害者等が救急要請等を行う際の対応を推進する。

#### ■ NBC等テロ災害対応のための体制整備・強化

- ① 大型除染システム搭載車及び化学剤遠隔検知装置を整備
- ② 国民保護事案における国と地方公共団体の共同訓練の実施
- ③ ターニケット導入に向けた消防職員用教育カリキュラム等を策定

## 【各競技大会日程】

ラグビーW杯:2019.9.20~11.2 オリンピック ·2020 7 24~8 9 パラリンピック:2020.8.25.~9.6



< 国民保護共同訓練 >

<ターニケット>

対策本部運営訓練

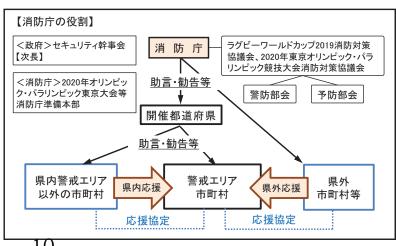
NBC災害対応訓練

#### ■ 消防対策協議会

- 〇 構成員
- ラグビーワールドカップ2019消防対策協議会 12都道府県、12消防本部、全国消防長会及び消防庁
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策協議会 10都道県、22消防本部、全国消防長会及び消防庁
- 〇 検討内容
- 警防計画(各種災害対応計画)の策定
- 予防計画(査察、訓練指導、期間中の防火安全対策)の策定
- 応援体制の構築、関係機関との連携・調整

#### ■ 外国人や障害者等への対応

- 通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報の 多言語対応推進
- ② 聴覚・言語障害者を対象とした音声によらない119番通報の導入
- 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の普及促進
- ④ 熱中症予防対策等を記載した「訪日外国人のための救急車利用
- ⑤ 外国人や障害者等が利用する施設における避難誘導等の多言語対応等に 関する取組の促進



## 消防水利の整備促進強化について



糸魚川市大規模火災検討会による提言「木造密集地域における消防水利の優先整備」 火災防ぎょ計画の作成・見直しにおける消防水利需要の増加 停滞感の見られる消防水利整備率の改善、老朽化に伴う長寿命化対策の必要性





#### 財政措置の充実

- 耐震性貯水槽等の新設・更新・長寿命化 -
- ◆ 新規・更新整備の 消防防災施設整備費補助金 ⇒H31年度予算13.5億円
- ◆ 新規整備・耐震化事業の 緊急防災・減災事業債活用促進 (H32年度まで)
- ◆ 新規・更新・長寿命化事業として、 「木造密集地域消防水利重点整備事業」創設による、 防災対策事業債の措置拡大 (H34年度まで)
- ⇒ 充当率·交付税率を75%·30%から90%·50%
- ⇒ 火災防ぎょ計画に位置づける木造密集地域を対象
- ※ 消防力の整備指針に掲げる消防水利整備率 ⇒20年後に100%へ

(H27年度実態調査73.5%)



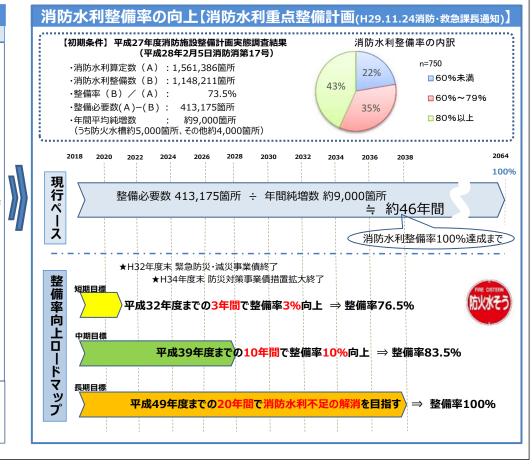


☞ 新規整備数を3倍に加速

(年平均5,000基⇒15,000基)

☞ 防火水槽等の廃止抑制

(年平均1,000基⇒0基)



# 消防の広域化 -2018年度以降の取組-

#### 延長期間の考え方

- ○消防力の維持・強化には、広域化が最も有効な手段
- ○広域化の推進期限を**延長し、平成36(2024)年4月1日**とする(連携・協力も同様)

第 I 期 約7年間 ·計画策定 1年 ·実践

第Ⅱ期 約5年間

(考え方)

「地域で消防体制のあり方について 話し合う1年間(平成30(2018)年度)」

「実践期間としての5年間 (平成31(2019)年度~平成35(2023)年度)」

#### 消防本部の取組

- ○「消防力力ード」の作成
  - →消防力の現状と分析を見える化
    - ・現在の人口・今後の人口の見通し
    - ・消防車両数・整備率

#### ○広域化の協議が整えば「広域消防運営計画」を作成

- ・広域化の方式、スケジュール・広域化後の組織
- ・職員の処遇
- ・経費負担
- ・消防団、防災・国民保護担当部局との連携確保 等
- ○連携・協力の協議が整えば「連携・協力実施計画」を作成・連携・協力の方式、スケジュール・連携・協力を行う消防事務の内容

  - 人員の配置

  - ・連携・協力を行わない事務との連携確保 等

#### 都道府県の取組

- ○消防力カードを踏まえ、「都道府県計画(推進計画)」 を再策定
  - ・リーダーシップを発揮し、消防関係機関と緊密に連携
  - ・これまでの約10年間の取組の振り返り
  - ・おおむね10年程度先の消防体制の姿を展望
- ○推進計画には下記の事項等を定める
  - ・広域化対象市町村の組合せ

特定小規模消防本部(消防吏員数50人以下)は、原則、指定する 方向で検討

小規模消防本部(管轄人口10万未満)及び消防吏員数100人以下 の消防本部は、可能な限り指定する方向で検討

・連携・協力対象市町村の組合せ

高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等 と緊密に連携して、共同運用について検討し、推進計画に反映

#### 消防庁の取組

- ○首長等に対し、広域化の効果について分かりやすく説明
- ○各都道府県等へ赴き、広域化に向け助言等を実施
- ○大規模な高機能消防指令センターの運用などの先進的な取組 に対し、モデル事業を実施
- ○消防広域化を経験した消防本部関係者を「消防広域化推進 アドバイザー」に任命し、全国の消防本部等に派遣
- ○広域化関連事業及び連携・協力関連事業に対し、所要の 地方財政措置を講じる。

## 消防の連携・協力(指令の共同運用)

#### 消防指令センターの共同運用

- 47地域(193本部、12非常備町村)において、複数の消防本部による消防指令センターの共同運用が実現している。 (例: ちば消防共同指令センター(千葉市他19本部・管轄人口約300万人)、いばらき消防指令センター(水戸市他19本部・管轄人口約200万人))
- 消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減、現場要員の充実**等を図ることができる。

【メリットの例】

・整備費の削減

共同整備を行った19本部の平均整備費 ▲49.8%

整備費が 半減 (11.4億円→ 5.8億円) 北はりま消防本部 ちば消防共同指令センター 整備費が4割減(61.2億円→38.8億円)

メンテナンス費の削減

整備費に比例するとされるメンテナンス経費についても削減可能。

#### ・現場要員の充実

沖縄県消防指令センターでは、指令人員体制が従前の3分の1 (現状29人体制)にすることで、現場要員の充実が図れた。

#### 消防指令センターの高度な運用

- 一方、**直近指令、ゼロ隊運用**などの**高度な運用**(共同運用のメリットの最大限の利活用)を行っている地域は少ない
  - → **直近指令:37%**(17地域)、**ゼロ隊運用:17%**(8地域)、**双方とも実施:7%**(3地域)
- 0. 高度な運用をしていない場合 通報があった場合、**管轄消防本部**
- の隊に出動指令を行う。
  - 他本部の隊がすぐに駆けつける ことができる状態であっても 出動せず



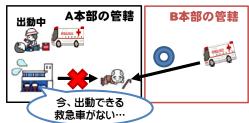
#### 直近指令

現場に最先着できる隊に自動的に 出動指令を行う。



#### 2. ゼロ隊運用

出動可能な隊がなくなった場合に、 **他消防本部の隊**に自動的に出動指令を行う。



現着時間の短縮を図ることができる。

ちば消防共同指令センターでは、救急通報件数年間約14万件の通報のうち、 約400件 (CPA)の直近指令・約250件のゼロ隊運用を実施しており、現着時間の

**短縮**が図れた。**【 乙** 

## 市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置(平成31年度)

#### 市町村分(広域化)

1 消防広域化準備経費 [特別交付税]

消防の広域化の<mark>準備に要する</mark>広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費に ついて**特別交付税措置**を講じる。

2 消防広域化臨時経費 [特別交付税]

消防の広域化に伴い**臨時的に必要**となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費

④その他広域化整備に要する経費

緊急防災・減災事業債

3 消防署所等の整備 [(1)・(2) 緊急防災・減災事業債]

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる**消防署所等の増改築 (**一体的に整備される自主防災組織等の ための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。) \*\*
- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築\*
- (3) (1)、(2)以外の整備 [一般単独事業債:充当率90% (通常75%)]
- 4 高機能消防指令センターの整備 [緊急防災・減災事業債]

広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター(指令装置等)※

5 消防用車両等の整備 [緊急防災・減災事業債]

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備\*\*

6 国庫補助金の優先配分 [施設整備費補助金、緊援隊補助金] 消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び ※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

緊急消防援助隊設備整備費補助金の**交付の決定**に当たって、特別の配慮を行う。

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設 の整備、災害に強いまちづくりのため の事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- 地方債充当率 **100**%
- 交付税算入率 70%
- 事業年度

平成29年度から平成32年度

#### 市町村分(連携・協力)

高機能消防指令センターの整備 [緊急防災・減災事業債] 連携・協力実施計画に基づき、必要となる<mark>高機能消防指令セン</mark>

消防車両等の整備 [防災対策事業債:充当率90%/算入率50%]

連携・協力実施計画に基づき、必要となる<mark>消防車両等</mark>

3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】 消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、 特別の配慮を行う。

#### 都道府県分(広域化)

1 消防広域化推進経費 [普通交付税]

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその<mark>役割を果たすための事業</mark>等を実施する体制の整備に必要な経 費について普通交付税措置を講じる。

2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費 [特別交付稅]

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

## 消防広域化推進アドバイザー制度

消防の広域化を積極的に支援するため、都道府県、市町村、消防本部等からの 随時の依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーを派遣する制度

消防広域化推進アドバイザー一覧

(平成31年1月現在)

	所属先等		広域化事例等
1	とかち広域消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	6本部(1単独、5組合)の19市町村 ※管轄面積は岐阜県とほぼ同一
2	埼玉西部消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	4消防本部(単独3、組合1)の5市
3	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	5消防本部(単独4、組合1)の4市2町
4	草加八潮消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	2消防本部(単独2)の2市
5	小田原市消防本部	事務委託	1消防本部(組合)の1市6町が小田原市に事務委託
6	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合の設立 (消防一組)	2消防本部(単独、組合)の3市
7	静岡市消防局	事務委託	3消防本部(単独2、組合1)の2市2町が静岡市へ事務委託 ※管轄消防本部が複数ある市(牧之原市)の解消
8	東近江行政組合消防本部	一部事務組合への 加入(複合一組)	2消防本部(組合2)のうち、一方の組合に他方の組合の1市*1町が加入 ※管轄消防本部が複数ある市(東近江市)の解消
9	北はりま消防本部	一部事務組合の設立 (消防一組)	3消防本部(単独2、組合1)の3市1町
10	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合の設立 (消防一組)	11消防本部(単独4、組合7)と1非常備村の37市町村 ※非常備村の解消
11	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	2消防本部(単独2)の2市
12	佐賀広域消防局	広域連合への加入 (広域連合)	2消防本部(広域連合、組合)のうち、一方の広域連合に他方の組合の2市 <sup>※</sup> 1町が加入 ※管轄消防本部が複数ある市(佐賀市)の解消
13	熊本市消防局	事務委託	2消防本部(単独1、組合1)の2町村が熊本市へ事務委託

現地における活動は、検討会等における講義・講演のほか、広域化推進の具体的方策、 課題等についてアドバイスします。 ※ 派遣に係る経費は消防庁が負担します。

## 外国人・障害者に対応するための取組の推進

#### 平成31年3月28日付け通知「外国人・障害者に円滑に対応するための取組について」

消防消第 80 号 消防救第 53 号 消防情第 15 号 平成31年3月28日

各都道府県知事 各政令指定都市市長

> 消防庁次長 (公印省略)

外国人・障害者に円滑に対応するための取組について(通知)

消防防災行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げ ます。

訪日外国人の増加、外国人材の受入れや、共生社会の実現に向けた取組など、消 防を取り巻く環境が変化しており、国民の生命・身体・財産を守る消防は、外国人・ 障害者からの 119 番通報等にも円滑に対応していくため、その体制を整備・確立 していくことが求められています。

こうしたことを受け、消防庁では、外国人・障害者からの 119 番通報等におい て、円滑に対応できるよう、消防本部における「三者間同時通訳」、「Net119 緊急 通報システム」及び「多言語音声翻訳アプリ」の導入を推進するため、市町村にお ける導入等に係る経費について、財政措置を講じています。

つきましては、下記に留意の上、外国人・障害者に対応するための取組を更に進 めていただきますようお願いします。また、都道府県におかれましては、貴都道府 県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく 技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 導入の目標期限

**(2**)

外国人・障害者に対応するための積極的な取組を促す観点から、期限を設けて 取り組むこととしています。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大 会の開催に向けて、訪日外国人が更に増加することが予想されていること、共生 社会の実現が期待されていることを踏まえ、2020年までを導入の目標期限とし ます。

- - 県と市町村の連携や市町村間の連携により、県全体で導入を図る地域がある ので参考にして下さい。
  - (1)消防本部が、県の観光部局等で導入している三者間同時通訳を利用すること で、県全体で導入を実現した(長野県、和歌山県、山口県、佐賀県)。
  - (2) 県内消防本部が連携し、Net119 緊急通報システムを、県全体で導入見込み (高知市消防局ほか14本部)。
  - (3) 救急医療情報システムの整備にあわせて県から消防本部に配布したタブレ ット端末に、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」をインストールするこ とで、県全体で導入を実現した (奈良県、香川県)。
- 外国人・障害者からの119番通報等にも円滑に 対応するため、その体制を整備・確立していくこと が求められている
- ① 消防庁では、「三者間同時通話」、「Net119緊急 通報システム」及び「多言語音声翻訳アプリ」の導 入を推進 ※ 財政措置(普通交付税)
- ② 2020年までを導入の目標期限
- ③ 県・市町村が協力して導入している事例

  - ➤ 共同で導入

## 外国人・障害者に対応するための取組の概要

外国人・障害者からの119番通報や救急現場等において、円滑に対応できるよう、消防本部に おける「三者間同時通訳」「Net119緊急通報システム」「多言語音声翻訳アプリ」の導入を推進



诵報受信時

#### 概要

外国人からの119番通報時等に、 主要な言語について24時間、365日 迅速・的確に対応できるよう、 電話通訳センターと契約

- 現状/2020年までの目標
- 298本部で導入(40.9%)H30.12時点
- 全消防本部での導入が目標

**Net119** 緊急通報 システム

三者間

同時通訳

会話に不自由な聴覚・言語機能 障害者がスマートフォン等で 119番通報を行えるシステム 受付端末を指令センター等に設置

- 148本部で導入(20.3%)H30.12時点
- 全消防本部での導入が目標



## 多言語音声 翻訳アプリ

搬送中の外国人傷病者からの 情報収集等のため、救急車に 搭載したタブレット端末等に 多言語翻訳アプリを導入

- 376本部で導入(51.6%)H30.12時点
- アプリ導入可能なタブレット端末 等がある全ての消防本部での 導入が目標
- ※3事業全てについて、導入等に係る普通交付税措置あり。

## 電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応の導入

外国人からの119番通報時及び外国人のいる 救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語 において、24時間365日、迅速かつ的確に対応する

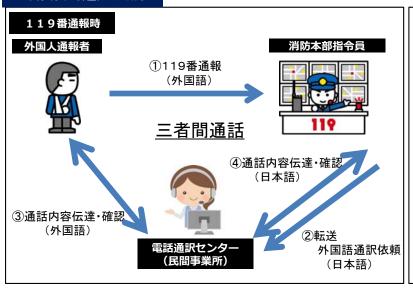
#### 導入の促進

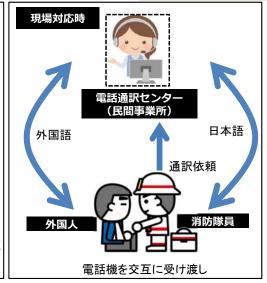
- 都道府県単位で、複数の消防本部が共同で 導入する方法や既に都道府県等が契約して いる電話通訳センターを利用することを推奨
- 平成29年度から、導入に関する経費について 普通交付税の単位費用に算入 (常備消防費 426千円(平成31年度))

平成29年6月	平成29年12月	平成30年6月	平成30年12月	
161本部導入 (732本部中)			298本部導入 (728本部中)	
導入率約22%	導入率約25%	導入率約38%	導入率約41%	

2020年までに 100%導入を目指す

#### 三者間同時通訳の流れ





## 取組の事例 ~電話通訳センターを介した三者間同時通訳~

- 県内の全消防本部が、県の観光部局等で 導入している三者間同時通訳を利用し、県内 全域で導入を実現(長野・和歌山・山口・佐賀)。
- 和歌山県では、消防本部から県に経費負担 なし。
- 市保健局の契約する電話通訳センターを利 用している本部もある。
- O H29年度から普通交付税措置 (参考)H31年度 標準団体当たり426千円※

(※)単独導入本部の実績(年額委託費)を基に積算

#### ホームページによる普及事例 (和歌山県田辺市)







#### 県内全域で導入を実現した事例 (和歌山県)

平成29年3月28日



多言語電話通訳・簡易翻訳サービスを平成29年度も引き続き実施

〜新たに"119番通報"も利用可能に〜

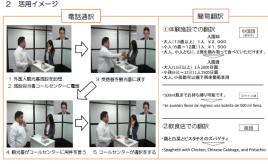
県では、急増する外国人観光客とのコミュニケーション向上のため、平成28年度に引 き続き平成29年度も観光事業者向きに多言語による標記サービスを実施します。

#### 1 事業概要

(1) 言 語:英語、中国語(北京語)、中国語(広東語)、韓国語、スペイン語 ポルトガル語、フランス語、タイ語、ベトナム語、ロシア語(計10言語) ※言語により利用可能時間が異なります。

(2) 利用者: 宿泊施設、飲食店等の県内観光関係事業者、市町村消防本部及び和歌山県警 (3) 負担金:年間2, 000円(但し、市町村消防本部・和歌山県警は除く)

(4) 利用期間: 平成30年3月31日まで(申込は平成30年2月末まで)



#### 3 新たな取組み

平成29年度からは、本サービスを県内全ての市町村消防本部で導入することにより、 外国人旅行者が直接行う「119番通報」でも利用可能になり、県内全域において救急・ 緊急時の多言語対応が可能となります。

#### お問い合わせ

新観光推進班/小倉 TEL073-441-2787 FAX073-427-1523 和歌山県観光交流課 和歌山県危機管理・消防課 消防保安班 /吉川 TELO73-441-2260 FAXO73-422-7652

#### 和歌山県HPより引用

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062500/documents/kishahappyou.pdf

## 電話通訳センターを介した三者間同時通訳の導入状況

			現状	2020年度以降見込み		
順位都道府県		消防本部数	導入済 本部数	導入率	導入済 本部数	導入率
33	北海道	58	6	10.3%	37	63.89
10	青森県	11	5	45.5%	10	90.9%
3	岩手県	12	9	75.0%	11	91.7%
26	宮城県	12	2	16.7%	10	83.3%
28	秋田県	13	3	23.1%	9	69.29
22	山形県	12	3	25.0%	7	58.39
34	福島県	12	2	16.7%	12	100.09
1	茨城県	24	2	8.3%	24	100.09
8	栃木県	12	7	58.3%	12	100.09
2	群馬県	11	8	72.7%	11	100.09
5	埼玉県	27	12	44.4%	26	96.39
13	千葉県	31	29	93.5%	30	96.89
20	東京都	5	2	40.0%	2	40.09
8	神奈川県	24	18	75.0%	24	100.09
31	新潟県	19	1	5.3%	15	78.99
34	富山県	8	4	50.0%	7	87.59
15	石川県	11	3	27.3%	10	90.99
19	福井県	9	3	33.3%	6	66.79
34	山梨県	10	7	70.0%	10	100.09
34	長野県	13	13	100.0%	13	100.09
34	岐阜県	20	4	20.0%	20	100.09
3	静岡県	16	8	50.0%	16	100.09
18	愛知県	34	12	35.3%	34	100.09
30	三重県	15	3	20.0%	10	66.79
7	滋賀県	7	0	0.0%	5	71.49
16	京都府	15	2	13.3%	14	93.39
17	大阪府	27	10	37.0%	19	70.49
12	兵庫県	24	10	41.7%	23	95.89
11	奈良県	3	3	100.0%	3	100.09
6	和歌山県	17	17	100.0%	17	100.09
34	鳥取県	3	3	100.0%	3	100.09
34	島根県	9	3	33.3%	5	55.69
24	岡山県	14	8	57.1%	12	85.79
34	広島県	13	3	23.1%	13	100.09

			現状	2020年度以降見込み		
順位	都道府県	消防本部数	導入済 本部数	導入率	導入済 本部数	導入率
22	山口県	12	12	100.0%	12	100.0%
28	徳島県	13	0	0.0%	9	69.2%
25	香川県	9	1	11.1%	9	100.0%
14	愛媛県	14	0	0.0%	8	57.1%
34	高知県	15	0	0.0%	15	100.0%
32	福岡県	25	16	64.0%	25	100.0%
34	佐賀県	5	5	100.0%	5	100.0%
20	長崎県	10	5	50.0%	7	70.0%
26	熊本県	12	2	16.7%	5	41.7%
34	大分県	14	4	28.6%	14	100.0%
34	宮崎県	10	9	90.0%	9	90.0%
34	鹿児島県	20	1	5.0%	12	60.0%
34	沖縄県	18	18	100.0%	18	100.0%
	全体	728	298	40.9%	628	86.3%

※ 導入済本部数は、平成30年12月31日現在

全国市長会		現状	2020年度以降見込み		
支部	本部数	導入済	導入率	導入済 本部数	導入済
北海道	58	6	10.3%	37	63.8%
東北	72	24	33.3%	59	81.9%
北信越	60	24	40.0%	51	85.0%
関東	144	85	59.0%	139	96.5%
東海	85	27	31.8%	80	94.1%
近畿	93	42	45.2%	81	87.1%
中国	51	29	56.9%	45	88.2%
四国	51	1	2.0%	41	80.4%
九州	114	60	52.6%	95	83.3%
全国	728	298	40.9%	628	86.3%

 2018年度末(累計)
 302
 45.2%

 2019年度末見込み(累計)
 498
 68.4%

 2020年度以降見込み(累計)
 628
 86.3%

## Net119緊急通報システムの全国導入

会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム (Net119緊急通報システム)について、全国の消防本部での導入を促進。

- ・障害者基本計画(第4次)において、H32年度までに全国の消防本部での導入を目指すことを掲げている。
- ・H30年度より、導入・運用に関する経費について普通交付税措置を講じている。





通報データ (位置情報、通報内容)

Internet

チャットで補完



通報データ・事前登録情報等

Internet又はIP-VPN等

チャットで補完



専用端末(パソコン)







#### 【自治体の福祉部局との連携について】

- ○自治体の福祉部局に対して、平成30年12月に厚生労働省からNet119の利用促進に協力するよう依頼する事務連絡が発出されているので、密に連携して対応していただきたい。
- ○特に、住民に対する利用説明会の開催に当たっては、広報活動や手話通訳者の手配等を福祉部局と連携して行うことで、 効果的・効率的に行うことができると考えられる。 16

## Net119緊急通報システムの導入状況

			現状		2020年度末見込み		
順位	都道府県	消防本部数	導入済 本部数	導入率	導入済 本部数	導入率	
33	北海道	58	1	1.7%	27	479	
10	青森県	11	4	36.4%	6	559	
3	岩手県	12	6	50.0%	10	839	
26	宮城県	12	1	8.3%	9	759	
28	秋田県	13	1	7.7%	8	629	
22	山形県	12	2	16.7%	7	589	
34	福島県	12	0	0.0%	7	589	
1	茨城県	24	22	91.7%	24	1009	
8	栃木県	12	5	41.7%	10	839	
2	群馬県	11	6	54.5%	11	1009	
5	埼玉県	27	13	48.1%	27	1009	
13	千葉県	31	9	29.0%	31	1009	
20	東京都	5	1	20.0%	2	409	
8	神奈川県	24	10	41.7%	24	1009	
31	新潟県	19	1	5.3%	9	479	
34	富山県	8	0	0.0%	4	509	
15	石川県	11	3	27.3%	8	739	
19	福井県	9	2	22.2%	9	1009	
34	山梨県	10	0	0.0%	3	309	
34	長野県	13	0	0.0%	9	699	
34	岐阜県	20	0	0.0%	11	559	
3	静岡県	16	8	50.0%	15	949	
18	愛知県	34	8	23.5%	21	629	
30	三重県	15	1	6.7%	10	679	
7	滋賀県	7	3	42.9%	7	1009	
16	京都府	15	4	26.7%	14	939	
17	大阪府	27	7	25.9%	25	939	
12	兵庫県	24	7	29.2%	24	1009	
11	奈良県	3	1	33.3%	1	339	
6	和歌山県	17	8	47.1%	14	829	
34	鳥取県	3	0	0.0%	2	679	
34	島根県	9	0	0.0%	0	09	
24	岡山県	14	2	14.3%	7	509	
34	広島県	13	0	0.0%	7	54	

			現状	2020年度末見込み		
順位	都道府県	消防本部数	導入済 本部数	導入率	導入済 本部数	導入率
22	山口県	12	2	16.7%	10	83%
28	徳島県	13	1	7.7%	13	100%
25	香川県	9	1	11.1%	7	78%
14	愛媛県	14	4	28.6%	9	64%
34	高知県	15	0	0.0%	15	100%
32	福岡県	25	1	4.0%	13	52%
34	佐賀県	5	0	0.0%	1	20%
20	長崎県	10	2	20.0%	5	50%
26	熊本県	12	1	8.3%	5	42%
34	大分県	14	0	0.0%	5	36%
34	宮崎県	10	0	0.0%	2	20%
34	鹿児島県	20	0	0.0%	6	30%
34	沖縄県	18	0	0.0%	4	22%
	全体	728	148	20.3%	498	68%

※ 導入済本部数は、平成30年12月31日現在

全国市長会		現状	2020年度末見込み		
支部	本部数	導入済	導入率	導入済 本部数	導入済
北海道	58	1	1.7%	27	47%
東北	72	14	19.4%	47	65.2%
北信越	60	6	10.0%	39	65.0%
関東	144	66	45.8%	132	91.6%
東海	85	17	20.0%	57	67.0%
近畿	93	30	32.2%	85	91.3%
中国	51	4	7.8%	26	50.9%
四国	51	6	11.8%	44	86.2%
九州	114	4	3.5%	41	35.9%
全国	728	148	20.3%	498	68.4%

2018年度末見込み(累計)15821.7%2019年度末見込み(累計)27938.3%2020年度末見込み(累計)49868.4%

## 救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用

- ○多言語音声翻訳アプリを利用することにより、救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して、 円滑なコミュニケーションを図ることが可能となる。
- ○消防庁消防研究センターとNICTが救急隊用に開発した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」は、 使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録しており、外国語による音声と画面の文字により コミュニケーションを行う。
- ○救急ボイストラは、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、 平成30年12月31日現在、728本部中376本部(51.6%)が導入。
- ※ <u>平成31年度より、多言語音声翻訳アプリも利用できるタブレット型情報通信端末等</u>の救急自動車への 配備に要する経費を地方交付税措置。

#### 救急ボイストラの特徴



- ▶ 救急隊用46の定型文の対応言語は15種類※
- ▶ 聴覚障害者とのコミュニケーションにも活用可能
- ※ 定型文対応言語

英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、タイ語、 フランス語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、 ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語、ブラジルポルト**ガア**語

#### 救急ボイストラ導入状況 (平成30年12月31日現在)

都道府県	全消防本部数	導入本部数	導入率(%)	都道府県	全消防本部数	導入本部数	導入率(%)
北海道	58	37	63.8%	滋賀	7	1	14.3%
青 森	11	8	72.7%	京都	15	5	33.3%
岩 手	12	9	75.0%	大 阪	27	26	96.3%
宮城	12	6	50.0%	兵 庫	24	18	75.0%
秋田	13	8	61.5%	奈 良	3	3	100.0%
山形	12	4	33.3%	和歌山	17	7	41.2%
福島	12	2	16.7%	鳥取	3	2	66.7%
茨 城	24	9	37.5%	島根	9	5	55.6%
栃木	12	10	83.3%	岡山	14	8	57.1%
群馬	11	10	90.9%	広 島	13	4	30.8%
埼 玉	27	27	100.0%	山	12	5	41.7%
千 葉	31	13	41.9%	徳 島	13	4	30.8%
東京	5	4	80.0%	香 川	9	9	100.0%
神奈川	24	11	45.8%	愛 媛	14	3	21.4%
新 潟	19	6	31.6%	高 知	15	1	6.7%
山富	8	0	0.0%	福岡	25	2	8.0%
石川	11	4	36.4%	佐 賀	5	5	100.0%
福井	9	4	44.4%	長崎	10	2	20.0%
山 梨	10	3	30.0%	熊 本	12	1	8.3%
長 野	13	8	61.5%	大 分	14	6	42.9%
岐 阜	20	20	100.0%	宮崎	10	6	60.0%
静岡	16	8	50.0%	鹿児島	20	7	35.0%
愛知	34	14	41.2%	沖縄	18	14	77.8%
三重	15	7	46.7%	合 計	728	376	51.6%

## 緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成31年度 (2019年度) については5,000億円を計上

#### 1. 対象事業 【地方単独事業((6)を除く) 】

- (1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備
  - 〇防災拠点施設 (地域防災センター等)
  - 〇防災資機材等備蓄施設、拠点避難地
  - 〇非常用電源
  - ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等
  - 〇避難路·避難階段
  - 〇指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業 の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設
  - 〇指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設 (空調・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設等)
  - ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
  - ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
  - ○消防団の機能強化を図るための施設・設備
  - 〇消防水利施設
  - 〇初期消火資機材
- (2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築
  - 〇防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化
  - 〇全国瞬時警報システム (Jアラート) に係る情報伝達手段の多重化
  - 〇高機能消防指令センター (デジタル化に伴い整備するもの等)
  - ○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時 の情報伝達のために必要な通信施設
  - 〇災害時オペレーションシステム

- (3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設
  - 〇津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な防災対策の拠点 となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転
- (4)消防広域化事業等
  - 〇広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる 消防署所等の増改築等
  - 〇上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備
  - 〇統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
  - 〇消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令セン ターの整備
- (5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化
  - 〇指定避難所とされている公共施設及び公用施設
  - 〇災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
  - ○不特定多数の者が利用する公共施設
  - 〇社会福祉事業の用に供する公共施設
  - ○幼稚園等
  - ※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化 を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるもの についても対象
- (6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※)の交付を受けて実施する(1)~(5)の事業
- (※)防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び 奄美群島振興交付金

#### 2. 財政措置

- (1)地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

#### 3. 事業年度

平成29年度(2017年度)から平成32年度(2020年度)(東日本大震災に係る復興・創生期間まで継続)

## #7119(救急安心センター事業)の全国展開

## 概要

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に 行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受 けることができる。

相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、以下をアドバイス。

- 〇救急相談
  - 例)緊急性の有無※1、応急手当の方法、受診手段※2
- 〇適切な医療機関を案内※3
- ※1 直ちに医療機関を受診すべきか、2時間以内に受診すべきか、24時間以内か、明日でも良いか等。
- ※2 救急車を要請するのか、自分で医療機関に行くのか、民間搬送事業者等を案内するのか。
- ※3 適切な診療科目及び医療機関等の案内を行う。

#### 【イメージ図】

#### 住民

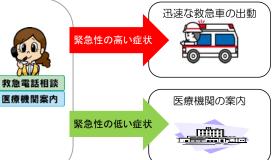


〇病院に行った方がいいの?

- ○救急車を呼んだ方がいいの?
- 〇応急手当はどうしたらいいの?

#### #7119(救急安心センター事業)

- 医師・看護師・相談員が相談に対応
  - 病気やけがの症状を把握
- 緊急性、応急手当の方法、受診手段、 適切な医療機関などについて助言
- 相談内容に緊急性があった場合、 直ちに救急車を出動させる体制を構築
- 原則、24時間365日体制



#### 背 黒

#### 現在の状況

- ・救急出動件数は年々増加傾向を示している。(H19年から19.9%増)
- ・救急車の現場到着時間も遅延している。

## (H19年から1.6分延伸)

#### 救急業務のあり方に関する検討会(H27)

専用回線

(#7119)

#7119の普及促進について、救急車の適正利用の推進及び緊急度判定体 系の普及の観点から、極めて有効

#### 総務大臣の国会答弁(衆・総務委H28.2.23)

救急車の到着ですとか病院への搬送が非常におくれるということによって、 救われる命も救われない可能性が出てまいります。これまでも、<u>#7119です</u> <u>とか、必ずしも急に救急車を呼ばなくても電話で相談をできる、こういう窓口</u> も用意してまいりましたし、また、<u>啓発活動というのも大変重要</u>だと思ってお ります。

#### 通知の発出(H28.3.31)

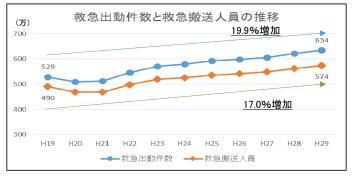
#7119の導入に向け積極的に取り組むよう依頼

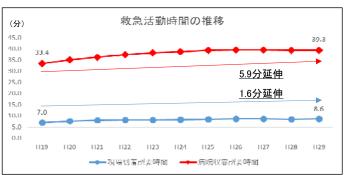
#### 総務大臣の国会答弁(参・総務委H28.11.22)

私も、これは全国展開したいと考えまして、昨年(消防庁)長官にもですね、相当 この働きかけを頼んだところでございます。

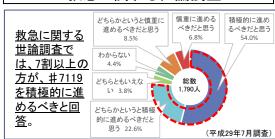
#### 日本医師会 平成30年度予算要望書(抜粋)

救急出動の適正化や不要不急の時間外診療の抑制に効果があり、真に救急対応が必 要な患者の掘り起こしにつながるなど大きな成果が期待できる#7119の全国への拡大





#### 救急に関する世論調査



## 実施効果

目的

地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く 救急車が到着できるようにすることに加え、住民が適切なタイミングで医療機関を受診で きるよう支援するためのもの。

50代女性 就寝前からの胸痛が続き相談

60代男性 急にろれつがまわらなく家族が相談

#### ① 救急車の適正利用

○潜在的な重症者を発見し救護 緊急(救急車)で即受診と判断された件数は、 約37万件のうち約49,000件(東京消防庁H29)

〇軽症者の割合の減少 H18 60.3% → H29 54.1%(東京消防庁)

※軽症者の減少割合に相当する人数は、救急医療相談件数 (119番転送件数を除く)の約半数

- 〇不急の救急出動の抑制
  - 窓口の設置後、救急出動件数の増加率が抑制

東京:H18年からH29年の増加率13.63%(全国平均より7.46ポイント減) 大阪: H22年からH29年の増加率15.27%(全国平均より0.81ポイント減) 【最大約 9ポイント低下】H25 51.6%

搬送後 医療機関で緊急カテーテル 予後良好

搬送後 医療機関でt-PA 後遺症なし

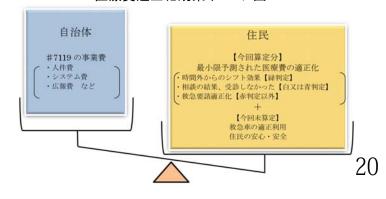
※救命へと繋がった多数の奏功事例が報告されている。(例)

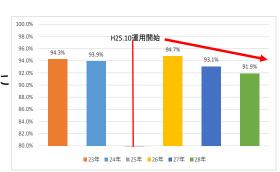
軽症室の推移

- #7119のうち、救急相談約17万件(うち救急要請に至らなかった件数約14万件)
- →#7119がなかった場合、約52%である約7万4千件が119番通報され、現在の救急体制では対応が 極めて困難(東京消防庁)
  - ※急な病気やケガをした時に、もし、「#7119」「受診ガイド」がなかったらどのような行動をとりますか
  - 119番通報する 51.9% (東京消防庁 消防に関する世論調査 H28)
- ・管轄面積が広く出動から帰署まで長時間。1台が出動すると他の署所の救急車が遠方から出動すること になり、相談窓口を設けて、救急車の適正利用を推進(田辺市)

#### ②救急医療機関の受診の適正化

- ○医療機関における救急医療相談数の抑制や#7119を紹介し病院業務に 専念 (神戸市の調査では、事業開始後病院への相談件数が約24%減少) 2次救急病院(48病院)、市民病院群(3病院)
- 〇医療機関における時間外受付者数が減少 (札幌市A病院:平成26年94.7% 平成27年93.1% 平成28年91.9%)
- ○横浜市救急相談センターへの相談件数は年間約11万5千件。 約73%が救急車以外での受診を勧奨(橙・黄・緑)。 約23%の2万6千件が翌日受診の勧奨・経過観察と判断(緑・白)
- ○医療費適正化効果として大きな効果が見込まれる。 また、規模が大きくなるほど、大きな効果が期待される。 医療費適正化効果イメージ図





時間外受付者数の変化

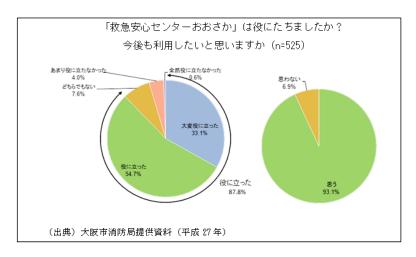
	最終 判断	件数	割合
19番へ転送	赤	15, 122	13.2%
対急車以外の手段での速やかな受診を勧奨	橙	32, 759	28.6%
時間以内の受診	黄	31, 427	27.4%
翌日の日勤帯に受診を勧奨	緑	19, 078	16. 6%
圣過観察	白	7, 131	6. 2%
	炊急車以外の手段での速やかな受診を勧奨 時間以内の受診 翌日の日勤帯に受診を勧奨	判断  19番へ転送 赤 沈急車以外の手段での速やかな受診を勧奨 時間以内の受診  型日の日勤帯に受診を勧奨  経過観察  白	判断

H28.1.15~H29.1.14 救急相談データ



## ③ 不安な住民に安心・安全を提供

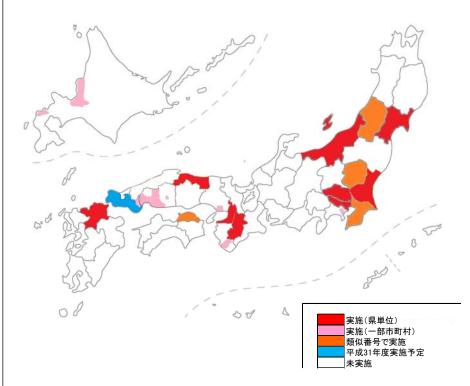
- ○住民の十分な需要 (人口の3%~7%の相談件数)
- ○利用者の<u>約9割</u>が「大変役に立った」、「役に立った」と回答(大阪市消防局)



○119番に通報される緊急通報以外の件数が減少 (奈良市 H21⇒H26 約半数に減少)

#### 普及状況と人口カバー率

平成31年4月1日現在



【実施団体(人口は平成27年国勢調査による)】

#### 都道府県全域

宮城県\*1(約233万人) 茨城県\*1(約291万人) 埼玉県(約727万人) 東京都(約1,352万人) 新潟県\*1(約230万人) 大阪府内全市町村(約884万人) 奈良県※2(約136万人) 鳥取県\*1(約57万人) 福岡県※2(約510万人)

−部実施

札幌市周辺(約205万人) 横浜市(約372万人) 神戸市(約163万人) 田辺市周辺\*1(約9万人) 広島市周辺\*1(約210万人)

※1は、運営を民間コールセンターに委託

※2は、事業の位置づけについて整理中

#### 【参考】 #7119以外の番号で実施している団体

山形県、栃木県、千葉県、香川県

#### 【参考】平成31年度実施予定団体

山口県

国民の [42. 3%]

#### 整備に係る支援

#### ※①は国庫補助事業、②は地方単独事業のため両者の併用は不可

①消防防災施設整備費補助金 救急安心センター等整備事業 (平成21年~)

②防災対策事業(防災基盤整備事業) ~救急安心センター事業関係~

•補助基準額(補助率1/3)

救急安心センター整備事業 10,476千円(3,492千円) 救急医療情報収集装置 1,572千円(524千円)

#### •事業要件(抜粋)

- (1)住民の救急相談に応える電話相談窓口を消防機関等に設置すること。
- (2) 当該救急電話相談窓口は都道府県域内の住民を対象とすること。
- (3) 当該救急電話相談窓口に、医師、看護師又は相談員を24時間、365日体制で常駐させること。ただし、地域の実情に応じて、常駐していない時間には、医療機関案内へ電話を転送し医療機関を紹介することにより救急相談が受けられることとなるなどの適切な措置を講じる場合には、この限りでない。
- (4)緊急性がある場合には、直ちに救急車を出動させる体制を構築すること。
- ※救急医療情報収集装置は、情報収集装置、電話回線及び端末装置の全部又は一部をもって 構成されるもので端末装置から救急医療情報を検索及び閲覧できるものであること
- ※当該年度の消防防災施設整備費補助金全体で零細補助基準額(原則、都道府県及び政令 市9,500万円、その他950万円)を越えること。

• 消防防災<u>施設整備事業</u>

防災・滅災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次の事業を対象とする。  $\mathbf{a} \sim \mathbf{m}$  (略)

n 消防防災情報通信施設

o(略)

※消防防災通信施設とは、消防救急無線、防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)、 高機能消防指令センター、<mark>救急安心センター、</mark> 防災情報システム、要援護者緊急通報システム、 震度計・自動震度警報装置、災害時オペレーションシステム等をいう。

> **防災対策事業債 75%** (交付税算入率 30%)

一般財源 25%

※ 交付税措置率 22.5% [75%(充当率)×30%(交付税算入率)]

#### ランニングコスト(運営費)のための支援

- ・市町村に対する普通交付税として、救急安心センターを運営するために必要な人件費や事業費について一定の措置が講じられている(平成21年度~)。
- ⇒常備消防費の救急業務費の需用費等の中に、「<mark>救急安心センター事業(#7119)等</mark>」(8,038千円(標準団体=10万人の場合)(平成30年度))が措置されている。

## ~緊急消防援助隊基本計画の改定~ ……

## 基本計画の概要

- 消防組織法第45条に基づき、総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る 基本的な事項に関する計画(基本計画)を策定
- 基本計画に基づき、消防庁長官が緊急消防援助隊として隊(車両・ヘリ)を登録
- 消防組織法第49条に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金及び同法第50条に基づく無 償使用制度を活用し、必要な車両を整備
- 第1期計画を平成16年に策定し、おおむね5年ごとに改定、第4期基本計画は平成31年度から 平成35年度まで

#### これまでの計画の経緯

基本計画	目標隊数	部隊編成の改定
第1期(H16-20)	3,000隊	指揮隊の新設、特殊装備小隊の新設
第1期中改定(H18-20)	4,000隊	_
第2期(H21-25)	4,500隊	_
第3期(H26-30)	6,000隊	統合機動部隊を新設、ドラゴンハイパーコマンドユニットを新設

※ 5,978隊(平成30年4月1日)

## ~緊急消防援助隊基本計画の改定~

## 基本計画の改定概要

## 今後取り組むべき課題

- 甚大な被害が想定される 南海トラフ地震等への対応力の強化
- 多発する大規模水害時における 救助体制の強化
- 国際的なイベントが控える中、 NBCテロ災害への迅速な対処

## 改定の主なポイント

## 登録目標隊数を増強

6,000隊(24,000人規模)⇒ 6,600隊(27,000人規模)

<増隊の内訳>

消火、救助(水害対応分を除く)、救急の主要3小隊

⇒400隊程度

水害に対応した救助小隊、特殊装備小隊(水陸両用車、重機等)

⇒60隊程度

後方支援小隊等

⇒140隊程度

## 増隊に伴う部隊の創設

① 土砂・風水害機動支援部隊

(50部隊程度の配備を計画)

※1部隊:6隊20人程度

② NBC災害即応部隊

(50部隊程度の配備を計画)

23/1部隊:5隊20人程度

## ~緊急消防援助隊基本計画の改定~ 土砂・風水害機動支援部隊の創設

#### 多発する大規模な土砂・風水害









H28年台風10号災害

土砂・風水害現場での救助活動に活用する特殊車両・資機材を計画的に配備し、 被災地に機動的に投入できる体制の整備が重要

#### 土砂・風水害機動支援部隊の基本的な編成

水陸両用車、重機など、土砂・風水害現場での 救助活動に特化した特殊車両等により編成

#### 部隊指揮隊(指揮車)

救助小隊(津波・大規模風水害対策車)

救助小隊(救助工作車)

特殊装備小隊(重機及び重機搬送車)

後方支援小隊(支援車)

後方支援小隊(燃料補給車)

特殊装備小隊(水陸両用車及び搬送車)

その他必要な車両(高機能救命ボート含む)



津波風水害対策車





中型水陸両用車

(水陸両用車は、ブロック単位で配備)



高機能救命ボート

## 各都道府県に配置 計50部隊程度の配備を計画

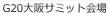
- ・必要な特殊車両は無償使用制度によ り計画的に整備
- ・被災地では他の都道府県大隊等と連 携して活動する

## ~緊急消防援助隊基本計画の改定~

# NBC災害即応部隊の創設

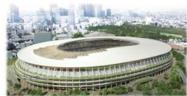
## テロ災害の脅威







ラグビーワールドカップ会場



東京オリンピック・パラリンピック会場

国際的イベントが控える中、テロ災害への対処が必要 NBCテロ災害では、自らを防護しつつ、救助・除染・搬送を迅速に行うことが不可欠 特殊な装備を有した部隊を設け、テロ発生時に被災地へ迅速に投入する体制の整備が重要

## NBC災害即応部隊の基本的な編成

NBC災害に対応する特殊資機材を積載した車両により編成

(既に都道府県大隊に登録されている隊を再編)

#### 指揮隊(指揮車)

特殊災害小隊(検知器等積載車)



化学剤検知器



特殊災害小隊(除染テント等積載車)







大型除染テント 除染テント等積載車

## 全国の大規模消防本部に配置 計54部隊の配備を計画

NBC災害時の運用計画に基づき、 消防庁長官から直接、市長等に出動 を指示し、30分以内に迅速出動

その他の小隊(水槽車等)

## 消防防災ヘリコプターの安全性向上

#### 現状と課題

- 〇 消防防災へリコプターは、平成31年1月現在、44都道府県において運航され、山岳遭難、河川・海等の水難事故における捜索・救助活動のほか、救急活動や空中消火活動、情報収集活動等を行い、緊急消防援助隊としても出動している。
- 平成21年以降、4件の墜落事故により26人の消防職員等が殉職しており、極めて憂慮すべき事態となっている。
- 平成30年10月に公表された運輸安全委員会の航空事故調査報告書においても2人操縦体制の必要性が言及されている。
- 平成30年12月に「2人操縦体制等」の導入に向けたスケジュール及び導入に向けた課題の提出を消防防災へリを運航する地方団体に対して求めたところ。

#### <平成21年以降の消防防災へリコプターの墜落事故>

No.	日時·団体 事故概要	死傷者の有無	原因	操縦士 体制
1	平成21年9月11日 岐阜県防災航空隊 救助事故事案出動中に 墜落したもの	整備士1名死亡	同機が訓練や出動実績のない北アルプス山岳局地の救助活動中において、ロバの耳頂上付近での木パリング中に高度が下がり、後方に移動したため、MRBが付近の岩壁に接触し、墜落したものと推定。 訓練や出動実績のない北アルプス山岳局地に同機が出動したことについては、同センターと県警航空隊との北アルプス山岳救助活動の分担について明文化された規定がなく、同センターがその分担について明確な認識を有していなかったことが関与した可能性が考えられる。	1人
2	平成22年7月25日 埼玉県防災航空隊 救助事故事案出動中に 墜落したもの	航空隊員2名死し 消防隊員1夕死亡	降下隊員のホイスト降下中に、位置を調整するため左に移動した際、適切な見張りが行われず、フェネストロンが樹木と接触したため、方向保持不能となり、メイン・ローターも樹木に接触して墜落したものと推定。 フェネストロンが樹木と接触したことについては、十分な長さのあるホイスト・ケーブルの利点を活用せず、同機の対地高度を下げたことが関与したものと推定。	2人
3	平成29年3月5日 長野県消防防災航空隊 訓練に向かう途中、山中 に墜落したもの	机空隊員/名死し	本事故は、同機が山地を飛行中、地上に接近しても回避操作が行われなかったため、樹木に衝突し墜落したものと推定。 同機が地上に接近しても回避操作が行われなかったことについては、機長の覚醒水準が低下した状態となっていたことにより危険な状況を認識できなかったことによる可能性が考えられるが、実際にそのような状態に陥っていたかどうかは明らかにすることができなかった。	1人
4	平成30年8月10日 群馬県防災航空隊 地形習熟訓練中に墜落 したもの	操縦士1名死亡整備士1名死亡 整備士1名死亡 航空隊員2名死亡 消防隊員5名死亡	原因調査中	1人

※2名のうち1名は当該機体を操縦するための資格を有していなかった

## 消防防災へリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書【概要】

#### 現状と課題

#### 【運航体制・運航の安全性】

- 過去の検討会の提言事項が一部徹底されていない
- 更なる安全確保に向け、ソフト・ハード両面で更なる取組が必要

#### 【航空消防防災体制】

- 運航機体数1機の県において、運航不能期間に おける航空消防力の低下が懸念
- 相互応援体制が手薄な地域が存在
- 関係機関との協力関係を更に強化する必要

#### 【ヘリ操縦士】

- 高齢化等により、今後の操縦士確保に不安
- 運航団体による操縦士の技能管理が不十分

#### 提言事項

#### 【安全性の向上】

- ▶ ヘリコプター動態管理システムの常時起動、通信間隔 短縮による監視体制強化
- > ヒヤリ・ハット事例の蓄積、共有化
- ▶ 出動前ミーティングの徹底
- > 2人操縦体制の導入により、運航の安全を確保※1
- ➢ チーム力向上策(CRM)の積極的な導入※2により、 部隊内の意思疎通を強化
- > フライトレコーダー等を機体更新時に搭載
- ▶ 運航責任者と運航管理要員を航空隊基地へ配置
- > 規程、要綱、マニュアル等の整備・遵守の徹底
- ▶ 運航団体による操縦士の技能管理
- ▶ 適切な出動可否判断
- ▶ 救助活動中における死角部分の見張り体制の徹底
- ▶ シミュレーターを活用した訓練の推進、国の財政措置や 配備の在り方について検討

## 【航空消防防災体制の充実】

- ▶ 協定締結による相互応援体制の充実
- ▶ 協定や覚書等により関係機関との連携強化
- > 消防庁と関係省庁間で連携強化の環境整備
- ▶ 各地域のニーズを考慮しつつ、消防防災へりの相互応援体制の強化及び関係機関との連携強化による効果を見極めながら、人員確保、財政的な実現可能性と照らし合わせ、消防防災へりの増配備について各地域の実状に応じた議論

#### 【ヘリ操縦士の養成・確保】

- ▶ 技量ある操縦士の養成・確保と安全運航に、 乗務要件・訓練プログラムを活用
- 各運航団体は計画を定め、OJTを活用した 2人操縦体制による若手操縦士の育成と安全 運航を図る。
- ▶ ヘリ操縦士の自主養成に備え、各運航団体は 操縦士希望者の選抜要領や養成計画を検討
- ▶ 自主養成や2人操縦体制の実施に伴い必要となる財政措置について消防庁で検討





#### 【消防庁が実施すべき事項】

- ・ 操縦士確保に向けた各府省庁、関係機関との調整、財政措置等の検討
- 各運航団体の取組状況フォローアップと追加必要策の検討



【運航団体が実施すべき事項】

- 本検討会提言事項への着手
- PDCAサイクルを通じた継続的な安全対策の改善

※1 警察、海上保安庁、自衛隊のヘリコプターは、2人操縦体制により運航されている。

※2 CRM(クルー・リソース・マネジメント)とは、飛行中に機長が副操縦士から問題点の指摘を受けた際の対応のルールなど、対人関係や協調性等を専門的技術として訓練で身につけさせ、航空隊の安全性・業務遂行能力を向上させること。

25

## 消防防災航空隊の運航・操縦体制

#### 〇 操縦体制別

- 11.11411 11.11				
2人操縦	23団体	43機		
1人操縦	32団体	32機		

#### 〇 運航体制別

自主運航	19団体	37機			
委託運航	34団体	35機			
混合運航	2団体	3機			

#### (運航主体区分>

- 消防機関:東京消防庁及び政令市消防本部が運航
- 都道府県:消防組織法第30条第3項の規定に基づき都道府県が運航

#### <運航形態>

- 自主運航:操縦士、整備士及び運航管理要員が運航団体の職員
- 委託運航:操縦士、整備士及び運航管理要員が運航業務受託企業の従業員
- 混合運航:操縦士、整備士及び運航管理要員に運航団体の職員と運航業務受託企業の従業員が混在

#### 〇 1人操縦体制の運航団体

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体 区分	運航形態	運航時の 操縦士数	運航機数 ※1
1	北海道	北海道防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
2	青森県	青森県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
3	岩手県	岩手県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
4	宮城県	宮城県防災航空隊※2	都道府県	委託	1人	1 機
5	山形県	山形県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
6	福島県	福島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
7	茨城県	茨城県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
8	栃木県	栃木県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
9	群馬県	群馬県防災航空隊※3	都道府県	委託	1人	0 機
10	新潟県	新潟県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
11	富山県	富山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
12	石川県	石川県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
13	福井県	福井県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
14	静岡県	静岡県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
15	愛知県	愛知県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
16	三重県	三重県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
17	滋賀県	滋賀県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
18	和歌山県	和歌山県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
19	鳥取県	鳥取県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
20	島根県	島根県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
21	岡山県	岡山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
22	広島県	広島県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
23	山口県	山口県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
24	徳島県	徳島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
25	香川県	香川県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
26	愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
27	長崎県	長崎県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
28	熊本県	熊本県防災消防航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
29	大分県	大分県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
30	宮崎県	宮崎県防災救急航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
31	鹿児島県	鹿児島県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1 機
32	高知県	高知県消防防災航空隊※4	都道府県	自主	1人	2 機

#### ○ 2人操縦体制の運航団体(消防機関)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体 区分	運航形態	運航時の 操縦士数	運航機数 ※1
1	北海道	札幌市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	2 機
2	宮城県	仙台市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	2 機
3	千葉県	千葉市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	2 機
4	東京都	装備部航空隊	消防機関	自主	2 人	8 機
5	<b>地</b> 太川県	横浜市消防局航空隊	消防機関	自主	2 人	2 機
6	神奈川県	川崎市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	2 機
7	静岡県	静岡市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	1 機
8	評画宗	浜松市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	1 機
9	愛知県	名古屋市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	2 機
10	京都府	京都市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	2 機
11	大阪府	大阪市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	2 機
12	兵庫県	神戸市航空機動隊※5	消防機関	自主(共同)	2 人	2 機
13	岡山県	岡山市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	1 機
14	広島県	広島市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	1 機
15	福岡県	北九州市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	1 機
16	画画宗	福岡市消防航空隊	消防機関	自主	2 人	2 機

#### ○ 2人操縦体制の運航団体(都道府県)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体 区分	運航形態	運航時の 操縦士数	運航機数 ※1
1	秋田県	秋田県消防防災航空隊	都道府県	自主	2 人	1 機
2	兵庫県	兵庫県消防防災航空隊※5	都道府県	自主(共同)	2 人	1 機
3	長野県	長野県消防防災航空隊	都道府県	混合	2 人	1 機
4	岐阜県	岐阜県防災航空隊	都道府県	混合	2 人	2 機
5	埼玉県	埼玉県防災航空隊	都道府県	委託	2 人	3 機
6	山梨県	山梨県消防防災航空隊	都道府県	委託	2 人	1 機
7	奈良県	奈良県防災航空隊	都道府県	委託	2 人	1 機

- ※1 東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が消防庁へリを各1機運用。
- ※2 宮城県は、夜間2人操縦体制としている。
- ※3 群馬県は平成30年8月10日に発生した墜落事故のため、ヘリコプターを保有していない。
- ※4 高知県は、可能な範囲で2人操縦体制としている(週5日程度)。
- ※5 兵庫県・神戸市は共同運航。

## 消防防災へリコプターに関する平成31年度地方財政措置の概要

- ▶ 度重なる墜落事故を受けて、消防防災へリコプターの安全性向上が急務
- ▶ 安全確保策として重要な「2人操縦体制の導入」や「消防防災へリコプター操縦士の不足」へ対応するため、以下のとおり地方交付税措置を拡充

#### ①拡充

都道府県の消防防災ヘリコプターの委託運航に要する経費(普通交付税)

※ 2人操縦体制での委託経費に対する交付税措置を実態を踏まえて拡充

## 2新規

指定都市において、若手操縦士をOJTにより、正操縦士に養成するための経費(普通交付税)

- ※ OJT操縦士1人の追加配置に要する経費を措置
- ※ 国土交通省検討会で定められた乗務要件では、機長時間1,000時間の経験が必要

## 3新規

指定都市において、無資格者から操縦士を養成するための経費(普通交付税)

※ 無資格の消防職員を民間の養成機関において、操縦士に養成するために必要な経費を年度 割で措置

消防広第 323 号 平成30年12月14日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁·関係指定都市消防長

消防庁広域応援室長

#### 2人操縦体制及びCRMの計画的導入について

「消防防災へリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書(平成30年3月)」提言等(以下「報告書提言事項」という。)への取組については、平成30年3月30日付け消防広第150号「消防防災へリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書について」及び平成30年8月13日付け消防広第259号「消防防災へリコプターの安全確保の再徹底及び「消防防災へリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書(平成30年3月)」等提言の取組の早期実施について」により、既に助言しているところです。

2人操縦体制については、機長に生じる不測の事態への備えは何よりも優先される ものであり、計器類の操作補助によって機長の負担を軽減することが可能となること から、その導入により運航の安全を確保していく必要があります。

また、部隊内における意思疎通やチームワーク向上のため、2人操縦体制の導入に合わせてCRMを積極的に取り入れていく必要があります。

ついては、貴職におかれましては、日頃より安全運航に努めていただいているところですが、消防防災へリコプターの更なる安全性の確保のため、下記のとおり取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助 言として発出するものであることを申し添えます。

記

#### 1 2人操縦体制の計画的導入について

- (1) 1人操縦体制の運航団体は、2人操縦体制(熟練した操縦士による2人操縦体制又はOJTを活用した2人操縦体制)の導入に計画的に取り組むこととして、速やかに検討を開始すること。
- (2) 1人操縦体制の運航団体は、2人操縦体制の導入に向けた取組の内容、時期等を記載した「導入に向けた想定スケジュール」を取りまとめ、消防庁広域応援室長宛て提出すること。

#### ア 記載内容

- (ア) 運航受託企業との検討状況操縦士の現状、OJT対象者の現状、操縦士確保の見通し等
- (イ) 運航団体における導入に向けた想定スケジュール 2人操縦体制の導入に向けた運航団体における意思決定、予算確保、運航 受託企業との契約事務等の想定スケジュール及び2人操縦体制の開始時期
- (ウ) 運航受託企業における導入に向けた想定スケジュール 操縦士の確保・養成、運航準備等(操縦手順の作成、CRM訓練の実施等) の想定スケジュール
- (エ) その他2人操縦体制の導入に向けた課題

#### イ 提出期限等

- (ア) 平成 31 年 1 月 25 日 (金) までに、下記担当者宛てメール送信してください。
- (イ) 記載要領等については、別途連絡します。

#### 2 CRMの導入について

- (1) 2人操縦体制による運航においては、機長及び副操縦士間のCRMが必要不可欠であることから、各運航団体は、運航受託企業のCRMの活用、民間のCRM研修会(日本航空機操縦士協会等)等の活用を行い、CRMを早期に導入すること。
- (2) 新たに2人操縦体制を導入する運航団体にあっては、導入時に機長及び副操縦士間のCRMの導入が完了しているようにすること。
- (3) 救助員等の搭乗者、地上の運航管理要員等を含めたCRMについても、可能な限り早期に導入を進めること。
- (4) 各運航団体は、CRMの導入に向けた取組の内容、時期等を記載した「導入 に向けた想定スケジュール」を取りまとめ、消防庁広域応援室長宛て提出する こと。なお、提出期限等については、1(2)イのとおりとします。

#### 3 地方財政措置について

消防庁では、2人操縦体制の導入、操縦士のOJT及び自主養成に要する経費について、平成31年度からの地方財政措置の拡充を検討しており、改めて連絡します。

#### 4 今後の消防庁の取組について

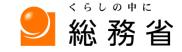
(1) 2人操縦体制及びCRMの導入を含めた報告書提言事項については、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準等として取りまとめ、可能な限り早期に、「消防組織法第37条に基づく助言」より高い規範力を持つ形式により、地方公

共団体に示すこととしていること。

- (2) 当該基準等については、2人操縦体制及びCRMの導入に必要な準備期間等 を設定する予定としていること。
- (3) 提出された「導入に向けた想定スケジュール」について、消防防災へリコプターを運航する地方公共団体に対するヒアリング等を実施する予定であること。

#### 【問合せ先】

消防庁広域応援室航空係 <u>井本</u>・殿谷・横山・佐藤 (電話) 03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537 (E-mail) t. imoto@soumu. go. jp



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成31年3月11日消 防 庁

「消防防災へリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」の開催

相次ぐ消防防災へリコプターの墜落事故を踏まえ、運航団体が消防防災へリコプターの安全性の向上に着実に取り組むため、「消防防災へリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」を開催することとしましたので、お知らせします。

#### 1 背景

消防庁では、消防防災へリコプターの運航の安全性確保のために、平成 29 年の長野県での事故後に設置した「消防防災へリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」の報告書提言事項等への取組を、運航団体に対して求めてきましたが、取組を進める最中の昨年8月に群馬県での事故が発生しました。

これらの事故を踏まえ、消防庁では、運航団体が安全性の向上に着実に取り組むため、 提言事項等を運航に関する基準として取りまとめ、助言より高い規範力を持つ形式で示 すことを検討しています。

ついては、「消防防災へリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」 を開催し、基準に盛り込むべき事項とその内容等について検討することとしました。

#### 2 主な検討項目

- (1) 提言事項等のうち基準に盛り込むべき事項と内容
- (2) その他
- 3 第1回検討会の日時及び場所
   平成31年3月14日(木)14時00分から16時00分
   31Builedge YAESU(サンイチビレッジ ヤエス)
   東京都中央区八重洲二丁目7番2号
   八重洲三井ビルディング3階 会議室D

#### 4 委員

別紙のとおりです。



#### 【連絡先】

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室

担当:井本専門官、殿谷係長、横山事務官、佐藤事務官

TEL: 03-5253-7527 (直通)

FAX: 03-5253-7537

## 消防防災へリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

#### 【座 長】

小 林 恭 一 東京理科大学 総合研究院 教授

#### 【委員】

#### (学識経験者)

小 林 啓 二 宇宙航空研究開発機構 航空技術部門 主任研究開発員

平 本 隆 帝京大学 理工学部 航空宇宙工学科 教授

#### (事業者)

真 木 賢 一 中日本航空株式会社 航空事業本部 ヘリコプター運航部長

安原達二朝日航洋株式会社東日本航空支社運航部運航部長

#### (運航団体)

井 上 久 徳 大阪市消防局 警防部 警防課 航空隊長

大 町 正 人 宮城県 防災航空隊 航空隊長

萱 津 雅 弘 東京消防庁 装備部 航空隊 参事兼航空隊長

佐藤章 仁 徳島県 危機管理部 消防保安課長

白 石 暢 彦 静岡県 危機管理部部長代理兼危機管理監代理

鈴 木 徳 義 岐阜県 防災航空隊 航空安全管理監

成 田 清 鹿児島県 危機管理局 消防保安課長

広 瀬 優 富山県 消防防災航空隊 航空隊長

#### 【事務局】

消防庁 国民保護・防災部 防災課 広域応援室

## 消防団の現状(1)

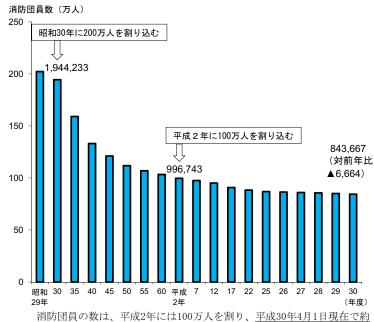
#### ◆消防団の特質

- 消防組織法第9条~消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(一方で、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

#### 消防団・消防団員の現況(平成30年4月1日現在)

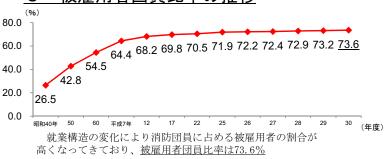
○消防分団数:22,422分団 ○消防団数:2,209団(全国すべての市町村に設置) ○消防団員数:843,667 人(前年度より6,664人減少)

# 消防団員数の推移



消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成30年4月1日現在で約 84.4万人と一貫して減少

#### 被雇用者団員比率の推移 3



#### 平均年齢の推移



2.9歳上昇し、41.2歳

## 消防団の現状2

#### 女性消防団員数の推移 5



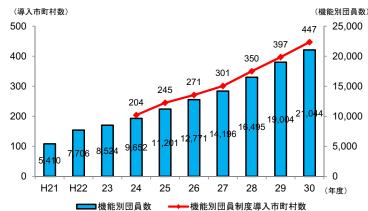
女性消防団員数は25,981人で全体の約3.1%であり、前年度 より1,034人増加。女性消防団員数は年々増加。

## 学生消防団員<u>数の推移</u>



学生(専門学校生を含む)の消防団員数は4,562人であり、前年度 より567人増加。学生の消防団員数は年々増加。

#### 機能別団員数の推移 7



機能別団員数は21,044人で、前年度より2,040人の増加。機能別 団員制度の導入や拡大により、 年々増加。

#### 8 職業構成及び就業形態の状況

	被雇用者	公務員	特殊法人 (農協·公社等)	日本郵政	学生	自営業その他
H29団員数(人)	622,637	67,308	30,629	6,742	3,995	223,699
H30団員数(人)	621,290	68,477	30,103	6,651	4,562	217,815
構成割合	73.6%	8.1%	3.6%	0.8%	0.5%	25.8%

## 「大規模災害団員」の概要

#### <基本的な考え方>

- 「大規模災害団員」は、特定の役割・活動をあらかじめ限定して従事する機能別団員の一つ。
- **) 「大規模災害団員」は、大規模災害時に新たに業務が発生したり、人員不足となる場合に限り出動。**

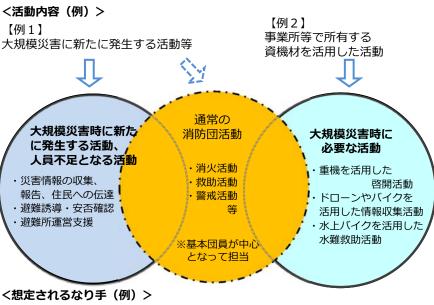
(例) 災害種別毎の出動例

風水害: 被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等

地震・津波:震度5強以上、津波警報が発表された場合、避難所開設が必要な場合等

※ 平成30年4月1日現在で33市町村が導入済。

※以下はあくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。



想定されるなり手(例)>

消防職員OB・消防団員OB、自主防災組織等の構成員(※)、学生、事業所・団体等の従業員、特殊な資機材等を持つ事業所・団体等の関係者等

※ 自主防災組織等において防災活動を中心的に担う者が「大規模災害団員」として

#### <処遇等>

	「大規模災害団員」	(参考)基本団員
汽重均正	※式典寺には必要に応して参加	<ul> <li>・大規模災害</li> <li>・大規模災害を想定した訓練</li> <li>・地域の防災訓練</li> <li>・火災、風水害</li> <li>・操法訓練</li> <li>・救助訓練・ポンプ等点検</li> <li>・救命講習会等の研修</li> <li>・普及・啓発(火災予防運動、年末警戒)</li> <li>・式典等(操法大会、出初式、祭り警備等)</li> </ul>
幸酉。	基本団員より <u>低額でも可</u> ・ <b>出動手当</b> :	・年額報酬:条例により規定 (交付税措置 36,500円/人/年) ・出動手当:条例により規定 (交付税措置 7,000円/回)
近耶幸信会	・条例で <u>退職報償金なし</u> とすること <b>も可</b>	・階級別、勤務年数別に、 条例で規定され支給される (消防基金への掛金 19,200円/人/年)
公災補	・ <u>公務災害補償の対象</u> (当院其全への掛全1,900円/人/年)	・ <b>公務災害補償の対象</b> (消防基金への掛金1,900円/人/年)

## 消防団員の処遇(年額報酬及び出動手当について)

#### (1)年額報酬及び出動手当

消防団との連絡調整等を実施。

- 市町村は条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償として の出動手当を支給している。
- 支給額、支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げ等を図る必要がある。

地方交付税算入額 ·報酬(年額)36,500円(団員)

~82,500円(団長) ・出動手当(1回当たり)7,000円

	交付税単価	条例平均額(階級:団員)				
年額報酬	36,500円	29,707円	30,201円	30,355円	30,473円	30,648円
(一般団員)		(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)

○ 条例で定める年額報酬(階級:団員)の状況は以下のとおり(なお、無報酬団体については、平成27年度中にすべて解消された。)

年額報酬 (階級:団員)	市町村数	累計
1 ~ 10,000円未満	19 ( 1.1%)	19 ( 0.1%)
10,000 ~ 20,000円未満	371 (21.3%)	390 (22.4%)
20,000 ~ 30,000円未満	556 (32.0%)	946 (54.4%)
30,000 ~ 36,500円未満	317 (18. 2%)	1, 263 (72. 7%)
36,500円以上	475 (27.3%)	1, 738 ( 100%)

※市町村数については、日額制である3団体を除き、東京都特別区は23区で計上している。

## 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

## H31当初予算額

23.4億円

#### H30補正予算額

25.3億円

#### (a) 消防団の装備・訓練の充実強化

災害現場の状況を速やかに把握するための資機材 (オフロードバイク、ドローン) や女性や学生でも扱いやすい 小型動力ポンプの無償貸付けを実施するとともに、消防団への 教育訓練を実施







(小型動力ポンプ)



【資機材(イメージ)】

【救助用資機材搭載型

消防ポンプ自動車】

トランシーバー AED

エンバンカッター チェーンハ 【主な補助対象資機材】

- ○消防団の装備・訓練の充実強化 2.3億円(30年度 2.4億円)
- ・救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の配備及び救助用資機材等に 係る補助金の創設により、消防団の装備や訓練を充実強化
  - 〇救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付 緊8.9億円 ③ 緊 17.9億円
  - 〇消防団設備整備費補助金【新規】 緊 7.4億円 30 緊 7.4億円

#### (b) 消防団への加入促進

- ・平成30年7月豪雨において消防団の活動の重要性が再認識されたことを踏まえ、消防団への加 入を促進するため、ポスター、リーフレット及び雑誌・広告等を活用した広報活動を実施 ○消防団加入促進広報の実施 0.7億円(30年度 0.6億円)
- ・事業所の従業員や学生の入団を促進するために、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援 〇企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円(30年度 1.2億円)

#### (c) 自主防災組織等の充実強化

- ・自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、 自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援
  - 〇自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円(30年度 0.5億円)
  - 〇災害伝承10年プロジェクト 0.3億円(30年度 0.2億円)



(避難所運営図上合同訓練) 徳島県内の大学生と自主防災組

## 消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)の概要

〇補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救 助用資機材等の整備を促進することを目的。緊急対策として、3年間に限り、臨時特例的に創設。

- 〇補助率
  - 1/3(地方負担分2/3に特別交付税措置(措置率0.8)を講じている)
- 〇補助対象事業者

市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)

- 〇補助対象設備 : 各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可
  - ①救急救助用資機材

自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ

②携帯用無線機

トランシーバー(デジタル簡易無線機を含む。)

〇政府予算額

③ 補正予算 : 7.4億円 ③ 当初予算 : 7.4億円

#### 【補助対象資機材】 積算上の単価合計で約160万円



エンジンカッター 約15万円



チェーンソノー 約12万円 約97万円





約31万円



約2万円



(デジタル簡易無線機を含む。) 約3万円

## 準中型免許の新設に係る対応について(消防団で使用する自動車関連)

#### 1. 道路交通法改正概要

- 道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日から「準中型免許」(車両総重量3.5トン以上7.5トン未満)を新設。
- 平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満となった。
  - ※1 平成29年3月11日以前は、普通免許で、車両総重量5トン未満の自動車まで運転可能であった。
  - ※2 平成29年3月11日以前に普通免許を取得していた者は、引き続き、車両総重量5トン未満の自動車を運転可能。

#### 2. 今後の対応方針

- (1) 消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度の創設
- 消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度を地方公共団体において創設すること。
  - ➤ 平成30年度から、以下の経費について地方財政措置(特別交付税措置)を講じている。

概要:消防団員の準中型免許の取得に要する経費に対して市町村が助成した場合、

その助成額の1/2を特別交付税として措置する。

▶ 消防団員の準中型免許の取得費用に対する地方公共団体の公費助成制度の先行事例等を消防庁から周知。 【平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知及び平成31年3月27日付け事務連絡参照】

#### (2)軽量の消防車両の活用

● 必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、消防団で所有する自動車を**更新する機会等にあわせて、軽量の自動車(例えば、3.5トン未満の小型動力ポンプ積載車等)を活用することを検討する**こと。

【平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知及び平成31年1月25日付け事務連絡参照】

#### (3) 自動車教習所等における周知

● 消防庁と警察庁が連携し、**普通免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること**及び準中型免 許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、**自動車教習所等を通じ、新 たに免許を受けようとする者に周知**することとしている。

## (参考) 道路交通法改正の概要 (平成29年3月12日から施行)

# 18歳から取得可能な免許 準中型免許 の新設

## 7 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5 トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通 自動車も運転できます)。

普通免許で運転できる自動車は車 両総重量3.5トン未満(最大積載量 2トン未満)となります。

# 2. 準中型免許の 登験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許 なしでも取得できます。教習では、 最短17日で取得可能です。 ※普通免許は最短15日

# 9 準中型免許に係る ・ 初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、 準中型自動車を運転するときには 1年間初心者マークを付けなければ なりません。

#### **4.** はでに普通免許を 保有している方は

引き続き車両総重量5トン末満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン末満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査 又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。



(警察庁ホームページより)

## ■免許の区分、受験資格等の改正概要について

車面総重量 512 1162 最大積載量 312 6.5トン 改 普通自動車 中型自動車 大型自動車 Œ 大型免許 普通免許 中型免許 前 18歳以上 20歳以上 普通免許等保有2年 21歳以上 普通免許等保有3年 車両総重量 3.5 ⋈ 7.5トン 1162

最大積載量 4.51 6.5トン 改 普通自動車 準中型自動車 中型自動車 大型白動車 Œ 大型免許 普通免許 準中型免許 徭 中型免許 18歳以上 18歳以上 20歳以上 普通免許等保有2年 21歳以上 普通免許等保有3年

## 災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策

概 要: 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐

震化に関する緊急対策を実施する。

府省庁名:総務省

## 非常用電源の確保

箇所:140災対本部設置庁舎程度、

350消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎及び消防庁舎のうち、

非常用電源が未整備の施設

※なお、非常用電源が設置済みの庁舎においても、 72時間の稼働時間確保等を目指す。

期間:2020年度まで

実施主体:地方公共団体

内容:災害対策本部設置 庁舎及び消防庁舎の

非常用電源の確保



地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、非常用電源の確保を大幅に進捗



## 耐震化

箇所:60災対本部設置庁舎程度、

490消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎であって耐震性がなく 耐震性のある代替庁舎の指定もなされていないもの及び

消防庁舎のうち耐震性がない施設

期間:2020年度まで

実施主体:地方公共団体

内容:災害対策本部設置

庁舎及び消防庁舎

の耐震化

達成目標:

地方公共団体の災害 対策本部設置庁舎及び

消防庁舎における業務継続性を確保するため に、耐震化に係る整備を大幅に進捗



## 緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成30年度については5,000億円を計上

- 1. 対象事業 【地方単独事業((6)を除く) 】
- (1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備
  - 〇防災拠点施設 (地域防災センター等)
  - 〇防災資機材等備蓄施設、拠点避難地
  - 〇非常用電源
  - ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等
  - 〇避難路 避難階段
  - 〇指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設
  - 〇指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設 (空調・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設等)
  - ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
  - ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
  - ○消防団の機能強化を図るための施設・設備
  - 〇消防水利施設
  - 〇初期消火資機材
- (2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築
  - ○防災行政無線のデジタル化
  - ○全国瞬時警報システム (JーALERT) の新型受信機の導入・情報 伝達手段の多重化
  - 〇高機能消防指令センター (デジタル化に伴い整備するもの等)
  - ○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
  - ○災害時オペレーションシステム

- (3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設 〇津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な防災対策の拠点
  - 〇津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な防災対策の拠点 となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転
- (4)消防広域化事業等
  - 〇広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる 消防署所等の増改築等
  - 〇上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備
  - ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
  - 〇消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備
- (5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化
  - 〇指定避難所とされている公共施設及び公用施設
  - 〇災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
  - ○不特定多数の者が利用する公共施設
  - ○社会福祉事業の用に供する公共施設○幼稚園等
  - ※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象
- (6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※)の交付を受けて実施する(1)~(5)の事業
- (※)防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振 興交付金

#### <u>2. 財政措置</u>

- (1)地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- 3. 事業年度

平成29年度から平成32年度(東日本大震災に係る復興・創生期間まで継続)

## 防災情報伝達手段の多重化・多様化に係る地方財政措置の拡充

防災行政無線の戸別受信機等の地方財政措置

整備するもの	該当する地方財政措置		
	親局等と戸別受信機等を 一体で整備する場合	戸別受信機等を 貸与により単独で配備する場合	
市町村防災行政無線(同報系)の戸別受信機	緊急防災·減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 【有償貸与による配備は新規】 <u>(下記2参照)</u>	
戸別受信機と同等の機能を有するその他の装置 (以下のものが該当) ・FM放送の自動起動ラジオ ・MCA陸上移動通信システムの屋内受信機 ・市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機 ・280MHz帯電気通信業務用ページャーの屋内受信機 ・V-Lowマルチメディア放送の屋内受信機	緊急防災·減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 【有償貸与による配備は新規】 (下記2参照)	

#### 携帯電話網等を活用した情報伝達手段の地方財政措置

	該当する地方財政措置		
携帯電話網等を活用した情報伝達手段	庁舎側のサーバー等を 新規整備する場合 (一体で個別端末を整備する場合 も含む)	庁舎側設備のソフト改修 を行う場合	個別端末を貸与により単 独で配備する場合
	緊急防災·減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 【新規】 <u>(下記2参照)</u>	<u>特別交付税措置</u> 【新規】 <u>(下記2参照)</u>

#### 1 緊急防災・減災事業債

- ・地方債の充当率:100%
- ・交付税措置:元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- ・事業年度: 平成32年度まで

#### 2 特別交付税措置

- •措置率: 70%
- ・戸別受信機等・個別端末の配備は貸与する場合に限る(譲渡は対象外)
- ・有償貸与による配備の場合、住民負担分を除いた市町村の負担経費が特別交付税措置の対象となる。

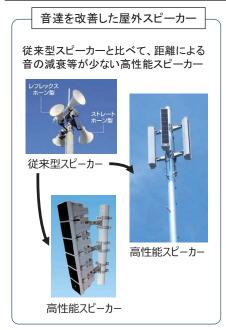


## 防災行政無線の機能強化に関する地方財政措置の拡充

○ アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合のほか、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化については、新たに緊急防災・減災事業債(※)の対象とする。

視覚効果付き屋外スピーカー

#### 対象となる機能強化(屋外スピーカー)の例







#### ※ 緊急防災・減災事業債

- ・地方債の充当率:100%
- ・交付税措置:元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- ・事業年度:平成32年度まで

## 国民保護訓練について

## 国民保護訓練の必要性・重要性

- 国民保護訓練とは、武力攻撃事態や緊急対処事態に おける国民保護措置及び付随する活動を訓練するもの
- O <u>あってはならない、万が一の事態への対応能力向上</u> <u>のためには、訓練を着実に実施し、その教訓を積み重</u> ねていくことが唯一の方策

#### 訓練(国民保護法第42条)

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない

(中略)

3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる

## 国民保護訓練の区分(共同訓練と単独訓練)

## 〇 共同訓練

- ・ 国と地方公共団体が共同で訓練を企画・準備・実施するもの
- 国民保護法 第168条第2項の規定に基づき、

<u>訓練に係る費用</u>(地方公共団体が支弁したもの)<u>は国が負担</u>

- 現在、図上訓練、実動訓練を年間約30箇所で実施
- ※ 国重点訓練(内閣官房が重点的に訓練の企画・立案、シナリオの作成等を支援する形態)と 都道府県主導訓練(都道府県が主体となって訓練を準備し国が必要に応じて支援する形態)がある。
- 平成28年から弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施 平成30年度までで25都道県29市区町で実施

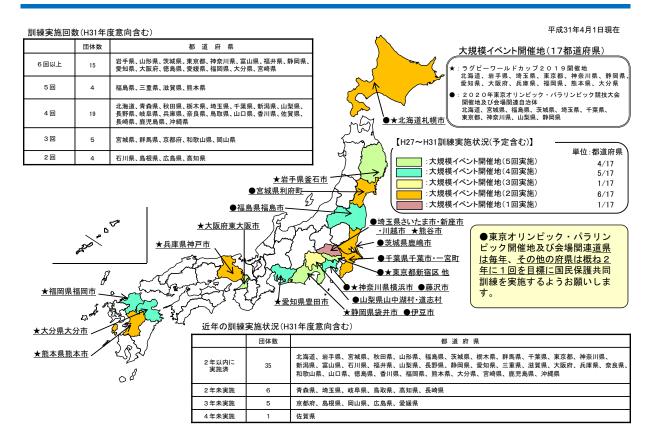
#### 国及び地方公共団体の費用の負担(国民保護法第168条第2項)

第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第164条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

## 〇 単独訓練

国民保護訓練のうち、共同訓練を除いたもの

## 国民保護共同訓練(図上・実動)の実施状況





## 外国への消防車両の寄贈について

国内で更新対象となった消防車両を開発途上国へ無償で寄贈する取組みは、これらの国々における消防力の向上に寄与するだけでなく、我が国からの目に見える国際協力として非常に有効。 また、日本の消防車両は高性能で耐久性があり、かつ、適正に維持管理されていることから故障が少ないため、相

手国消防機関から高い評価。 これらのことを踏まえ、消防庁では、外国への消防車両の寄贈について、地方公共団体に対して協力を依頼するとともに、国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合の消防車両の不用後の処分方法について通知。 (平成26年10月1日付け消防参第216号、消防消第191号 各都道府県消防防災主管部長宛)

※ 地方公共団体や公益法人等が行う国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合は、不用車両の処分にあたり、抹消登録及び無線機の 撤去のみを行うことで足りる。(車体の名称表示の消去及び赤色灯・サイレンの撤去は不要)

## 【寄贈実績】

#### (例) ベトナム社会主義共和国への消防車両寄贈(平成31年1月)

- ベトナム社会主義共和国からの要請に応じ、日本消防協会を通じて水槽付き消防ポンプ車4台、消防ポンプ車6台の合計10台が寄贈された。
- 車両寄贈に併せて日本消防協会から3人、東京消防庁から2人が現地に派遣され、同国の消防吏員に対する技術指導が実施された。今回の人的派遣等の技術指導に係る経費にはODA資金(草の根・人間の安全保障無償資金協力)が活用されている。
- 寄贈式には、ベトナム公安省幹部や在ベトナム日本国(臨時)大使の出席の下、 車両寄贈のセレモニーと技術援助の集大成として供与車両を使用した訓練披露も実 施された。



日本消防協会国際部長から技術指導 研修修了証の授与された研修生たち



訓練の様子(車両取扱い説明)